

平成 2 5 年 2 月 2 7 日開会

平成 2 5 年 3 月 1 8 日閉会

平成 2 5 年

第 1 回 定例会 会議録

(第 3 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午前 9 時 30 分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は大変お忙しいところ、お集まりくださいますありがとうございます。

本日 3 月 11 日は、東日本大震災発生の日でございます。午後 2 時 46 分に全員で黙祷をささげたいと思いますので、前もってお知らせをしておきます。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前 9 時 30 分）

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第 1 一般質問

議長（秋長正幸君） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。15 番浜口勇議員。

15 番（浜口 勇君） ちょうど 2 年前の平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.00 の巨大地震が発生し、三陸海岸を中心として襲った大津波は千年に一度といわれる大震災となりました。亡くなった人、そしていまだ遺体の上がらない、合わせて 1 万 8,549 名に対して哀悼の意を表したいと思います。そして、福島原発による避難者 15 万名を超えると、今まで故郷を離れている人 31 万 5 千名の一日も早い安定した生活に落ちつくことを祈っております。

さて、本題に入ります。

平成 29 年 4 月開校を目指す小豆島の新高校は、東蒲生地区に整備すると浜田知事が表明いたしました。約 600 名の生徒は、朝の始業時刻にあわせて集中して通学することになります。歩く生徒と自転車で通学する生徒は、国道 436 号線を利用することになりますが、内海地区、池田地区、土庄地区からの通勤の自動車と時刻が同じとなり、今の道路の現状では極めて危険なことになります。歩道が全くない区間、あっても 1 人しか歩けない区間も目立ちます。開校までに道路整備が急がれるので、県への働きかけを強めるべきではと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 小豆島高校と土庄高校を統合して新しい高校をつくるというのは、長年の小豆島の課題だったわけですがけれども、先般浜田知事が県議会の代表質問において新しい高校の場所、小豆島町東蒲生地区に開校するという方針、それから新しい高校は特色のある、元氣の出る高校にしたいという方針が発表されましたけれども、県知事の方針を私としては歓迎をしたいと思っております。

質問にありました新高校の場所からすると、通学としては国道 436 号線を主として使うことになるわけですがけれども、ご質問がありましたように現状ですとまだまだ危険な地区が残っていると思います。順次、整備はしてきておりますけれども、まだ未整備区間がたくさん残っておりますので、県に対してその整備を要請をしていかねばならないと思っております。

それから、高校だけじゃなくて、新しい病院も 436 号線に接するところですので、高校と病院両方の視点から安全対策、道路の整備をしていかなければならないと思っております。

それで、大変島を挙げての話、また香川県にも協力してもらわなければいけない話なので、今月 27 日を予定しておりますけれども、土庄町、小豆島町両町、それから関係の県会議員あるいは県の方々、地元の方々にも加わってもらいまして、私が発起人代表として国道 436 号線整備促進期成同盟会を発足させたいと思っております。島を挙げて国道 436 号線の整備の促進を県に申し上げて、今後積極的に働きを行っていく所存でございます。

詳細は、担当課長がご説明申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 現在、国道 436 号は赤坂地区と蒲生、入部地区及び橘地区で改良工事に着手、実施いたしておりますほか、草壁本町交差点付近の改良事業の準備を進めております。

また、平木地区、こちらのほうは交差点及び新病院の右折車線と、また外明神地区におきましては道路の法線改良の整備の方針に着手する予定でございます。

以上のように、国道 436 号の整備について、検討実施が現在も進められておりますが、用地交渉等により進捗が遅いのも現実の課題でありますことから、先ほど町長より説明がございましたように、今後は小豆島全体の要望として、国道 436 号整備促進期成同盟会を主体に、より一層の整備促進と重点整備要望を関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 15 番浜口議員。

15番（浜口 勇君） はい、わかりました。今までのような用地交渉の仕方では、なかなかすんなりいかんと思いますので、先に期成同盟会を結成し、進めていくということでございますので、特に新設高校に関する子供たちの身の安全というか、そういう点で努力に努めていただきたいとお願いをして終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君） 私から3問質問したいと思います。

最初に、瀬戸内国際芸術祭2013年の受け入れについてでございます。

町長の施政方針の最初に意義が述べられていますが、ことしの瀬戸内国際芸術祭は3年前にも勝って、小豆島にとって復興の大きなチャンスだと思っております。それだけに、企業や団体、ボランティア、自治会、一般住民などの多くの方の協力が必要だと思っております。観光による収入が大きいことは、以前以上に注目されており、こうした取り組みはよいと思います。しかし、誰に聞いてもはっきりした内容はわからない、どんな協力をすればいいのかと聞かれます。全体で受け入れ態勢をつくり、観光客がリピーターになる地域にしたい。その素地は、景色より人の親切だという思いから質問いたします。

半世紀近く前、島バスの車掌をしていたことですが、物すごい数の観光客が訪れ、昼の3時出勤なのに朝の3時に起こされ、坂手土庄間の増発便に駆り出されました。島バスの社員が当時約400人のときでしたが、受け入れ態勢以上に観光客が来ていたので、あぶれた観光客から二度と来たくないと言われたり、新聞に投稿されたりしました。安全を守り、便利を守るのに必死でした。事故に遭ったこともあります。しかし、紅雲亭行きの定期バスのお客さんから、昔新婚旅行に来ました。寒霞溪の景色は全く覚えていませんが、猪の谷の停留所で待っているとき、バスが満員で行き過ぎたのですがとまってくれて、車掌さんがぴっぴ、ぴっぴと笛を吹き、バスがバックしてくれました。それを覚えています。だから来ましたと言われました。夫婦とも、人の親切だけを覚えていたのです。景色のすばらしさやイベント、お土産も大切ですが、人の親切がなければリピーターとならないと思いました。一昨年からは坂手にジャンボフェリーが発着し便利になり、小豆島が見直される中、一方ホテルや旅館が閉まり定期バスも貸し切りバスも少なくなり、観光客相手の店も少ないと思います。受け入れ態勢以上の観光客が訪れ、人が困っているとき、地域住民がパンフレットで説明をしてあげたり、役場などの電話を教えることは可能だと思います。家庭に1枚ずつ、

最新のパンフレット配布をすべきだと思います。

最近の新聞、テレビなど、マスコミで芸術祭のことが大きく報道されていますが、町職員を初め働き盛りの人はそれどころでない、日常の仕事で大変という感じを受けます。無理ありませんが、発信元は県と町です。呼びかけがまだ広がっていないと危惧しています。町長の施政方針の2ページにある、島民全員がおもてなしでも何でもいいですから、海の復権、小豆島の復権を目指す芸術祭にしなければならぬと思います。県や町や観光課に任せているで片づけられないものであり、島全体が一丸とならなければ乗り越えられないと思います。

3年前の芸術祭のとき、土庄、中山、草壁港のバスダイヤ時刻が短く、炎天下の中、約1時間も遅れ運転手はスピードを上げて走らざるを得なかったこともありました。事故もなくよかったです。瀬戸内国際芸術祭で予測される各港の観光客数と、それを受け入れをする旅館や団体との関係、実態、移動するバスなどの交通、食事、駐車場、便所などの確保など、準備態勢はどうなのか、お聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず、瀬戸内国際芸術祭、いよいよ20日から始まりますけれども、ご質問にありましたように小豆島の復興というか、海の復権にとってとても大事な芸術祭であると認識をしておりますので、町民の皆様のご協力と理解を得て、必ず成功させたいと思っています。

まず、各家庭へ最新パンフレットを配布してはどうかという提案ですけれども、それは早速そうさせていただきます。今月25日から配布されますけれども、4月号の広報に小豆島観光協会が春会期用につくったパンフレットがありますけれども、それを全戸配布したいと思います。ちなみに、今は春会期用ですけれども、夏に向けて改訂版も出していますので、それについても各戸配布をしたいと思います。また、町の広報には毎月必要な情報を提供したいと思います。それから、インターネットを使える人は、今回は芸術祭の情報は全て観光協会のホームページに集中していますので、ぜひそれも見ていただければ、そこは日々更新しておりますので、最新の情報は観光協会のホームページで見ていただければと思います。

それから、おもてなしについてはもうおっしゃるとおりで、島民を挙げてやっていただきたいと思っておりますが、例えば三都半島では役場のほうからお願いしたのではなくて、自発的にフラッグファミリーというのを提案して、実行してくれることになってまして、このフラッグファミリーというのはワイシャツをデザインしたフラッグを家の前に掲げて、そこのお家を訪ねるとお茶とかトイレとか、観光案内をしてくれるという仕掛けですね。30軒以上の家庭が手を挙げてくれているというこ

とです。まことに、すばらしいアイデアだと思います。そのほか、坂手ではんごんごクラブという地元のグループがおもてなしの準備を既にしまして、その一環で新聞、テレビで報道されましたが、老舗の喫茶店の白鳥が復活する、これ全部行政一切何もサポートとかしてなく、自発的に起きたもので、各地でそういう声が、馬木でも、さらに作品の展開のない安田地区からも申し入れが出ました。もうぜひともおもてなしこそもしかすると小豆島の最大の売り物かもしれません。現に、アーティストの人も全員から小豆島の人のかというか、おもてなしというか、優しい気持ちで、本当に皆さん感動しておられますので、ぜひとも町民の皆様にもお願いをしたいと思っております。

観光客数などについては、担当課長からご説明申し上げます。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 予想される観光客数でございますけれども、前回の瀬戸内国際芸術祭 2010 の全体来場者数は 93 万 8,246 人で、このうち小豆島の来場者数は 11 万 3,274 人と公表されております。

前回は、中山、肥土山地区を中心とした作品展開でございましたが、今回は坂手、醬の郷、福田での福武ハウスの開設や、三都半島でも多くの作品が展示されますので、前回の 2 倍近い方に小豆島に訪れていただけるものと期待いたしております。特に、一昨年 7 月に定期航路が復活した坂手港につきましては、関西系のアーティストやデザイナーを中心に、港周辺に数多くの作品が展開されます。小豆島神戸島航路を利用する大部分の方に、瀬戸芸作品をご覧いただけるものと考えており、京阪神からの来場者が大幅に増加するものと想定いたしております。また、夏会期からのオープンになりますが、福武ハウスにつきましても、相当の集客が見込まれますので、福田姫路航路の利用も高まるものと考えております。

具体的な各港の観光客数について申し上げますと、前回は作品展示場所に近い、また他の島への航路がある土庄港に集中してございまして、ピーク時の 10 月では対前年同月比で 42.8% の増となっております。また、作品展示場所の中山に近い池田港につきましても、前年同月比で 17.5% 増となっておりますが、草壁港では 6% 増、福田港では 3% 増にとどまっております。

先ほども申し上げましたが、今回の芸術祭は小豆島全域に作品が展開されますので、来場者の増加とともに、航路の利用も相当分散することが見込まれます。このため、瀬戸芸期間中につきましても、草壁港や池田港でも同程度の利用増が見込まれるものと思っております。また、福田港と坂手港にありましても、数字的に何% 増とは申し上げられませんが、京阪神からの来場者が大幅に増加いたしまして、特に夏季、夏から

秋におきましては、通常の夏のピーク時に近い利用が継続することも想定する必要があると考えております。

次に、食事面につきましては、既存の飲食店が中心となりますが、坂手港ではカフェや喫茶店のオープンが決定しておりますし、ラーメン店が出店するという情報もいただいております。

次に、駐車場の状況につきましては、昨年既に中山地区で公民館のグラウンドに約30台分を整備しており、現在醬の郷では借地をいたしまして約20台分を整備中となっております。その他の地区については、既存の駐車場を利用していただくようになります。

公衆便所については、天狗岩の簡易水洗トイレと、醬の郷の水洗トイレを新設いたしますが、他の地区につきましては既存のトイレを利用するようになります。それ以外に、古江から池田港までの国道沿いにございますベイリゾートホテル、一徳庵、京宝亭、マルキン記念館、つくだに屋さん、井上誠耕園等の事業所につきましては、来館者以外の観光客の方もトイレを利用できるようにご了承をいただいております。トイレが利用できることがわかるような看板を設置する予定でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 私のほうからは、移動手段についてご説明申し上げます。

オーリーブバスにおきましては、今回も前回と同様に土庄港から中山を経由して草壁港を結ぶ瀬戸芸専用の臨時バスを、前回より2便少ない8便を運行することとしております。これにつきましては、前回の反省から運行時間に余裕を持ったダイヤを組んだ関係で減便となったものでございます。また、南回り福田線におきましても需要の増加を見込みまして、福田港からオーリーブ公園口の間で7便の増便をかけることとしております。

また、これ以外に町におきましても、現在草壁港と二十四の瞳映画村で1日1往復しております町営バス田浦線を坂手港を迂回させるような形で3便の増便をすることとしているほか、三都線におきましては池田港から神浦の間にオーリーブバスのダイヤのすき間を埋める形で5便を委託運行をして、利便性の向上を図ることとしております。

なお、今回オーリーブバスのフリー券が町の委託路線、先ほど説明しました委託路線を含めまして、オーリーブバスの全路線で利用可能になりますので、これを利用しますと芸術祭に訪れた多くのお客さんがスムーズな乗降が可能になるのではないかと思いますので、ダイヤの遅れのおそれも若干緩和できるのではないかと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 細かいことは、また教えていただきたいと思います。

それから、三都の取り組み、これについてこんなことを計画しとるいうことを広げてもらうたら、ああ俺たちもできるんやなあということをおもうと思いますんで、その辺よろしくお願いします。

ただ、心配するのは坂手とか馬木なんかで、通行どめせないかんことも起こってくるんじゃないかと、こっからこっちは入らんとってみたいなことを必要なこと起こってくるんじゃないかと、救急車も入れんとかいうことなるとおもうと思いますんで、警察との打ち合わせみたいなんはどうなっているんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 交通渋滞とか交通安全、交通規制などはとても重要な問題だと思っまして、事務ベースで警察署とも調整をしまして、多分ご提案あったとおり坂手地区と馬木地区については警察の協力も得て、場所によっては交通規制をしようと思っております。それから、まだ確定してませんが、私自身もあした所長と再度打ち合わせをして、万全を期していきたいと思っます。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 次に、2番目の町長の平和の決意について申し上げます。

小豆島はオリーブの小豆島、二十四の瞳の小豆島など、平和を願って発展してきたと思っます。法律は、世界中で人を殺すことを認めていません。しかし、戦争は終わっていません。

先々月、1月17日のNHKのクローズアップ現代では、木下恵介監督の映画が世界で評価されていることが報道されておりました。特に、二十四の瞳の映画を初め、戦争反対という言葉を使わず平和を求めた映画が評価されておりました。脚本家の山田太一さんが、当時助監督だったようです。

満開の桜の中で、汽車ぼっぼをして遊んでいる高峰秀子さんと12人の子供のシーンが何度も放映されておりました。あの映画で、大石先生は子供と一緒に貧乏を泣いたり、自分の母には多くの愚痴を言ったり、戦争出征の教え子には名誉の戦死などしなさんな、生きて戻ってくるのよと言ひ、草の実という詩集を持っているだけで校長先生に叱られ、詩集を燃やす場面もありました。2月1月号、壺井栄文学館だより 15では、

山田太一さんが最優秀の選評で、大石先生は国よりも身近な人を大切に思っていたという小松原さんの感想文に対して、まだ10歳にもならない世代に受け継がれていると言われていています。木下監督の映画は、昨年カンヌとベネチア国際映画祭で上映され、この2月にも第63回ベルリン国際映画祭で上映されています。

また、先月2月23日、堺正章さん出演のテレビでは、戦争に子供が使われていることが放映されていました。子供を誘拐した上、麻薬漬けにし戦闘に使われ、兵士より前で銃を持たされ、弾が当たり死亡するという凄惨な実態を経験者が証言し、出演者全員が涙をこぼしていました。

絶対的真理は平和だと思います。私たち、総務建設常任委員会の議員は、昨年特攻基地があった九州知覧に行き特攻隊の実態を聞きましたが、16歳の子供が戦争に駆り出されたことを学びました。もと来た道は歩いてはならないことを示しています。よい戦争はないことは明白です。

エジプトでも2月26日に事故がありましたが、特に観光は安全や平和が必須条件だと強く思います、何事も平和がベースです。平和だから人は移動して小豆島観光にも来ると思います。町長の平和の決意をお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森議員から平和についてのご所感を求められましたけれども、平和についての思いとか考え方について、私は森議員と全く共感するものでございます。

この小豆島、質問にもありましたようにオリーブの島でもあり、壺井栄さんの作品二十四の瞳に代表されるように、まさに平和を象徴する島であると思います。そういう小豆島は、世界平和に対して積極的な役割を果たす使命のようなものがあると、私自身も感じております。

雑談風になって恐縮ですけれども、芸術祭が始まりますけれども、この芸術祭に関連してもやっぱり小豆島は平和の島だなあというようなことが幾つかありました。

1つは、壺井栄さんの生誕地を今度お花畑にしていますけれども、そこには壺井栄さんの年齢と同じ樹齢110年ぐらいの樹齢のオリーブを植えてますけれども、これは壺井栄さんがオリーブの木としてふるさとへ戻ってきたという意味を込めてるんですけれども、壺井栄さんの二十四の瞳の中で平和を静かに訴えてますが、最後の言葉はみんな仲よくという言葉ですが、その言葉をその花畑に添えております。

それから、木下恵介監督のお話もありましたが、実はきのう電車ごっこをした池田の城山に二十四の瞳の記念碑と木下恵介監督の地元浜松市から館山寺桜というのを植樹してもらったんですけれども、これもある意味で木下恵介監督が館山寺桜になって、映画の口ケ現場に帰ってきた

ということだろうと思います。ご存じのように、木下恵介監督も庶民の生き方とか、平和とかというのを大切にされた方でして、その木下恵介監督とのかかわりがあるというのも小豆島の一つの使命のようなものを感じております。陸軍という映画を、たしか木下恵介監督、その陸軍というのは最後のシーンが母親が出征の自分の息子さんを追っかけて涙を流すというシーンで終わってるんですね。それが原因で、その陸軍から彼は厳しい糾弾を受けるというようなことですから、雑談風で恐縮ですが、5月19日に木下恵介監督の一生を描いた「はじまりのみち」、そういう映画がことしできてまして、サン・オーリーブで予算の中にも織り込んでおりますが、町民の人にぜひ見てもらいたいと思っております。平和というものを小豆島としては最も大切にしてもらいたいと思います。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） ありがとうございます。

次、3つ目の改正離島振興法についてお伺いします。

離島振興法は、昭和28年に議員立法により制定され、10年ごとに改正されています。昨年の6月、第180国会で全会一致で改正され成立し、この4月1日から施行されます。

離島は、排他的経済水域の起点となっており、日本の国土面積の約12倍あります。言葉は適当ではありませんが、離島があるおかげで排他的経済水域は世界屈指と言われる6番目の広さになっています。離島があることで、面積と資源に恵まれています。日本は、海洋国だと改めて思うところでございます。

日本の離島は、6,827島ありますが、94%は無人島で6,429島です。残り6%が有人島で418島あり、法律対象外が113島あります。418引く113で305島が離島振興法対象であり、その中で沖縄、奄美群島、小笠原諸島など51島は、特別にその他の法律となっています。この改正により、人の往来という言葉が6カ所挿入され、12条は交通の確保など、17条は観光の振興及び地域間交流の促進になったようでございます。大いに期待できると思います。

今回、小豆島と四海の沖ノ島、高松の大島3島がその対象になると新聞報道され、浜田知事と塩田町長、岡田町長が、先日国会まで出向き要請されたと承知しています。要請の内容と新しい法律の意義、また法律の有効な利用は何か、一般島民はどう捉えたらよいのか、どんな運動が必要と考えておられるのか。この法律で14の条文が追加され、都道府県任せだったものから国の責務としたことが前進と言われています。しかし、航路も道路ということにはなっていません。

ここに、九州十島村役場の玄関の拓本写真があります。昭和8年4月、としま丸初就航で中之島に石碑が建てられたのですが、その言葉は汽船

もまた道路なりです。十島村に電話して取り寄せた写真でございます。約 90 年も前の切実な要求であり、離島振興法誕生より 20 年も前のものです。小豆島は 7 港あり、これを守ることは道を守るのと同じであり、観光客やお偏路さんも利用しています。航路の集約論がありましたけど、間違っていると思います。新しくなった今の法律は、ハード支援事業中心を改め、離島活性化交付金や離島特区を創立し、支援策が広がっていると思います。醤油や佃煮やそうめん、オリーブ、大阪城の残石など、小豆島の特産品は対象にならないのか、お聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 離島振興法に関連しての質問にお答えをしたいと思いますが、これまでの離島振興法というのは、どちらかという遅れた離島をどう引き上げるかという観点の法律であって、そのため例えば小豆島はフェリーとかの航路数が多いということで離島の対象にならなかったという、そういう法律だったと思いますが、今度改正された離島振興法は、議員がご指摘されたように随分考え方が広がったというか、法律になってきていると思います。これまでのように、遅れた離島を応援するという思想だけではなくて、離島に新しい日本の地域社会をつくる可能性があるというような意味が込められているのではないかと期待をしております。

先般、浜田知事と岡田町長ともども国土交通省の副大臣と事務次官に会いましたけれども、小豆島を離島に指定をして積極的に応援することについては前向きな感触であったと思います。

問題は、離島に指定されて何ができるかということです。肝心かなめの航路振興とか、航路の運賃補助とか、そういうものは改正後の離島振興法の枠組みでも現時点では考えられていないような感じがしております。というのは、離島振興法による予算が非常に限られておまして、航路振興とかそういうものを現行の予算の枠組みで対応するのは多分難しいと国土交通省が考えているからだと思います。しかしながら、とりわけ小豆島の場合は航路さえしっかりするというか、ちゃんと運賃が低廉になれば、自力で元気になれると私は常々思っておりまして、小豆島にとって最も大切なことは海の道路である航路の復権、航路をちゃんとした道路と同様の運賃レベルでやっていけるようにすることが最も大事なことだと思っております。それを実現するために、従来からいろんな働きかけをしてきているつもりですけれども、そういう航路の復権のためにも離島振興法の土俵に乗って、離島振興という観点からも航路の復活、航路の振興を図ることがいいのではないかと私自身考えております。決して、簡単なことではないんですけれども、必ず実現をさせるつもりであります。

それから、細かい話ですが、私が就任して間もないころ、航路の集約論のようなニュアンスの説明をしたことがたしかあったと思いますが、今現在は私はその考えをとっておりません。航路というのは、自然にニーズがあるところにできているんだなあということとか、あるいは風が強いとき、台風が来たときに耐えられる港というのは、やっぱり先人たちはよく考えてそこを港にしているんだなあ、いろんな思いがその後勉強をした結果一つの考え方に到達しまして、その後はもう集約論ということをお自身が申し上げるつもりはございません。

それから、この離島振興法は活性化交付金というのが一つの目玉だと思っただけですが、この内容は今のところ必ずしもはっきりしてませんが、私は実は最初のころはこの離島活性化交付金というのは大したことないなと思ってたんですが、このころ考え方をえまして、この活性化交付金は小豆島のために相当活用できると考え始めてます。まだ、具体的な構想があるわけじゃありませんが、例えばことしは瀬戸内国際芸術祭ということにぎわうと思っただけですが、この瀬戸内国際芸術祭、例えばアートとか石の文化とか、そういう文化面で観光客を増やし、地域を活性化するというのを考えた場合、この離島振興法の交付金の枠組みでこういうことをすれば離島が元気になれるというものをつくれるんじゃないかと思っております。それは、多分地場産業の振興も同じですね。ですから、せっかく小豆島を離島振興法の離島にしてくれる、これは多分離島振興法の考え方を相当変えることになると思っただけです。だから、その期待に応えるものをこれから考えていこうと思っております。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 僕も勉強になったんですけど、今の港、特に坂手なんか聞くともう小豆島というところは全部砂浜だったと。そこへ、だんだんだんだん船が着く。だから、皆は昔は船が着いたって沖の船のところで舳で運んでいたという、ああそうかということだったんですけど、今町長が決意されたように、やっぱり島の航路のよさというか、それをしていきたいというふうに思います。

また、航路がよくなる条件というのは今からつくらないかんですけど、実は僕も島バスでして、島バスも乗車密度5いうんを守らないとなくなってしまうと。お客さん乗らないと、その路線は走らないということです。ですから、琴平、琴参なんかもう20年近く前に路線バスがほとんどなくなったときが昔あったんですよ。コミュニティーバスで持ってきたということもありますんで、日本全国のバス会社が例えば路線をどんどん減していかなざるを得ない、ということは航路ももうからないと走らないということになりかねませんので、特に島をよくしようと思っ

ば航路を見直すということを考えていきたいと。

きょうは、先ほど浜口さんのほうからも今日の3月11日の意義を申されましたけど、仙台の牡鹿半島が孤立して、あの当時地震でもう食べるもんもなくなってしまったときに、船主さんとか船員さんが協力して食料を運んだのを先日のテレビで聞きました。そういう意味で言うと、離島とか航路というのをもっと見直すべきだというふうに思っています。

地方議会人というのが今出てるんですけど、その中に北海道の利尻富士町議会の長岡という議長さんがこう言われてます。法律ができたからよくなるんじゃない。法改正を使って島人が島をよくするんじゃないかというふうに言われてますんで、その決意は大事やと思います。私も船は道やぞと耳にたこができるほど言われたのは、亡くなった川崎県議でございました。40年以上も前のことなんですね。一時期は、よくなったこともありますけど、今のこの法律というのは町長の決意されるように海の復権をするチャンスだというふうに思ってますんで、3年前に行った会議ですね。オーリーブ公園で、それをもう一回してもらいたいと思うんですけど、一度その答弁お願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 就任早々の瀬戸内海圏のサミットは大変よかったですと思います。私自身は、ぜひやりたいと思ってるんですけども、事務スタッフも超多忙でなかなか実現は難しいと思っています。

しかし、海の復権、航路の復権に関連して、旧運輸省のサイドからいろいろ相談を受けてまして、私小豆島が中心になって、実際航路の問題で深刻な問題を抱えている自治体を数カ所集まって、だから旧運輸省の人には仲立ちをしてもらって、その数団体で国のほうに航路の復権を働きかけるというのをことしやってみようかなと思っています。だから、セレモニー的なものじゃなくて、自主的にインパクトがある、国土交通省当局に影響、あるいは国会の先生方に影響を持てるような形のものをことしやろうかなと思って、自主的なものですね。

（6番森 崇君「終わります、ありがとうございました」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 1番森口議員。

1番（森口久士君） 私は、上水道の対応はということでお尋ねをいたします。

ことしは、瀬戸内国際芸術祭が春、夏、秋のシーズンに分けて開催されます。小豆島では、3月20日から11月4日まで連続で開催し、大勢

の観光客を予想しています。

昨年の9月に、池田地区で住民から水道水がカビ臭い、濁っているという声が聞かれました。担当課で確認しますと、原水に活性炭を投入したり、原水を変えるなどいろいろ苦労され対応しております。その後、治まっています。平成22年同様、夏の異常気象による殿川ダムでアオコの発生が原因とのことと聞いておりますが、ことしの夏も異常気象になればこのような問題が起きるおそれがあるのではないかと思われまます。その後、香川県、小豆広域などとの協議は、また浄水場施設の改修計画はどのようになっていますか。町長に伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森口議員にお答えをします。

昨年度に、水道水のカビ臭原因ですけれども、昨年の8月末から殿川ダムで大量発生したアオコと呼ばれます植物性プランクトンが原因でございました。降雨が少なく、気温の高い気候状態が継続しますと、アオコは大量発生し、カビ臭を発生するジェオスミンと呼ばれる化学物質の濃度が上昇いたします。ジェオスミンによる人への健康被害は、幸いなことに報告されていないと承知しております。

それから、アオコの大量発生時の対策としては、アオコに含まれる原水の取水を極力抑えて、他の水源からの取水を優先するほか、活性炭の投入、原水の水質検査の徹底などを行うこととしております。殿川ダムの管理者であります香川県に対しまして、アオコの発生原因解明と防止対策を申し入れ、現在香川県において現地の調査を実施しております。今後、この調査結果に基づく具体的な対策について、小豆広域事務組合、並びに土庄町と連携を図りながら、県当局に要望をしております。

また、中山浄水場は設置以来39年が経過し、特に機械、電気設備の老朽が著しい状況にあります。施設更新については、平成22年度に浄水場更新計画を策定し、事業に着手しております。新たな事業用地確保が難航しておりまして、事業計画の変更を視野に入れた検討を行っているところでございます。

詳細は、担当課長が説明をいたします。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） アオコに起因する水道水のカビ臭発生時につきましては、需要家の皆様には大変なご迷惑をおかけし、まことに申しわけありませんでした。

町長の答弁にもありましたとおり、降雨が少なく気温の高い気候状態の継続がアオコの大量発生を誘発するものとされております。平成24年

7月の梅雨明けから、降雨が7月20日以降につきましては0ミリ、8月につきましては21ミリ、9月20日までにつきましては65ミリと大変少なく、気温も高い日が続きまして、水の動きもなく、夏季の猛暑による水温上昇などにより、アオコの発生しやすい環境となったものと分析しております。その結果、カビ臭の原因物質でありますジェオスミン濃度が高くなり、水道水にカビ臭が発生したものと思われまます。

この対策につきましては、吉田ダムからの取水を増量し、湯船からの取水並びに浄水場におきまして粉末活性炭を殿川ダムからの原水に直接注入する施設の整備によりましてカビ臭対策を行いました。また、カビ臭の原因物質のジェオスミンの測定を8月末から週5回行い、追跡調査を行いました。その結果、10月からは治まっておりますが、殿川ダムの管理者であります香川県に対しまして対策を行うよう申し入れを行い、県はことし1月殿川ダムの深浅測量及び水質・底質調査業務、それと地質調査業務を発注し、現在調査中であります。

今後の対応につきましては、夏季から原因物質ジェオスミンの水質検査を定期的に行い、カビ臭の発生時期を予測し、湯水時に稼働しております北地浄水場を利用して池田大川上流の砂防ダムからの取水や湯船からの取水など、殿川ダムからの取水量を極力減らす方向で対応していきたいと思っております。また、中山浄水場ではジェオスミンの水質検査結果をもとに早い段階での活性炭の注入を行い、カビ臭が水道水に影響が出ないように最善を尽くしてまいります。

次に、中山浄水場の更新計画につきましては、現施設が昭和50年4月から運用を開始し、平成25年度で供用開始後39年が経過しております。施設の機械及び電気計装設備の耐用年数が超過しているため、浄水場更新計画に基づきまして、平成24年度から用地買収に着手しました。しかし、地権者が亡くなられており、その相続人が多く、国外在住者がいるなど交渉が難航しており、用地買収が完了しておりません。現状のままでは、用地確保が難しく、今後用地変更も視野に入れて計画を再検討してまいります。また、今回のカビ臭対策として、活性炭注入装置等の設備についても検討課題に入れたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 森口議員。

1番（森口久士君） 答弁いただきました。

前にもこの質問しておるわけですが、自然相手ということで大変予測しにくいといいますが、逆に注意せないかんといい問題があるんですが、今対策としての水の湯船とか砂防ダムというほうから取り入れるということなんですが、1つお尋ねしたいのは、例えば内海地区のダムの問題もあるんですが、竹生で今現在つながっておると思うんですが、これによって殿川の水を使わなくて済むというのは、全部は使わなくて

済むというわけにはいかないんですが、例えば三都半島のほうへ東浦から三都二生ですね、室生ですか、そういうようなところに対して内海ダムのほうから余裕があればそういう回し方をするとか、例えば北地の浄水場を回すには当然時間がかかると思いますが、これについては課長考えておられると思うんですけども、そういうような対策というのは考えておられますか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 先ほど申しましたように、北地の浄水場につきましては、準備期間としまして大体1カ月ほどかかります。ですので、ジェオスミン濃度を測定して、ある程度値が高くなってきましたと、その対策として北地浄水場を使えるように先手を打って準備していきたいと思えます。

先ほど、森口議員が申されました竹生での水を三都半島のほうに送れないかという話につきましては、現在つながってはいるんですが、つながりは今現在中山の浄水場から行ってるルートと、内海の浄水場が竹生のほうへ水を送っております。水圧の関係で、中山の浄水場からの水が水圧が高い関係で、内海の浄水場から三都半島のほうに送るには何らかの形でポンプによります加圧とか、あるいは別に配水池を設けて三都半島へ送ってやるという方法をとらなければならないというふうになります。ですので、今対策としてすぐにその対応ができるかということは非常に難しいところがあります。将来的に、内海地区、池田地区の水の融通ということは、当然考えなければならないというふうには思っておりますので、検討する課題ではあると思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 森口議員。

1番（森口久士君） 検討するという答えが一番無難な答えなんですが、本当に水というのは大切で、それと今何で私がこう言ったかといいますと、本町のほうはやはり病院とか学校がありますから、そちらのほうの水を少しでも殿川ダムのほうから来る水で調整できれば負担が減るのかなという、北地の浄水場も利用しながらということで、そういう計画を考えていただきたいと、こういう思いで言いました。この分については、なかなか答えは出ないんですが、殿川ダムの本当のもとになっておる底水の対策というのを、県が今調査中ということですので、調査結果待ちですが、これは一番私素人考えでいきますと底水を抜くというんですが、水が多いときに抜くというのが一番後の対応がしよいかないかなという感じがするんですが、抜くときには当然下流域の問題がありますから、このあたりは県と十分、場合によっては町長に出させていただいて、頑張っ

ていただきたいと思ひます。

それでは、次もう一つの質問ですが、学校の制服に関してということ、平成 26 年 4 月から池田中学校と内海中学校が統合して小豆島中学校がスタートします。現在、内海地区では内海繊維組合が制服を扱っているとのことですが、保護者などから聞くと入学時には何店かで扱っていますが、途中で購入するときは 1 店でしかできない状況で困っていると聞きます。この組合に加入している店の中には、ほとんど営業の実態がないところがあり、また地区によると加入させてもらえないため扱っている店がない地区もあります。

統合を機会に、池田、内海地区で営業の実態がある店が、学校関係の制服を自由に販売でき、保護者などが自由に購入できるようにすべきではないでしょうか。教育長に伺います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、ご質問にありました繊維組合についてでありますけども、内海地区の組合に加入している組合員数は 6 店、池田地区が 3 店で、繊維組合に加入していても商品を置いていない、置いていてもわずかな商品しかない店もあると聞いています。ご承知のとおり、過疎化などの影響により地元商店街は店舗数が減少を続け、以前のにぎわいがなくなっており、内海地区の繊維組合も設立当初は 24 店の組合員で構成されていたそうです。

平成 25 年度の各小学校の新 1 年生は、星城小学校 22 名、安田小学校 23 名、苗羽小学校 24 名、池田小学校 20 名、合計 89 名で、中学校の新 1 年生では、池田中学校 44 名、内海中学校 83 名、合計 127 名で、小学校の全児童数は 607 名、中学校の全生徒数で 365 名となる見込みであります。このような状況の中、ご質問にありました保護者が制服等を買いかえるときに困っていることは推察できますけども、制服等を取り扱っている商店に常に在庫しておくようお願いすることについては難しい面があると考えています。

なお、教育委員会では、中学校の統合が大詰めを迎えた昨年 11 月には、内海の繊維組合の代表者に集まっていただき、平成 25 年度の 1 年生から使用することになるナップサックと上靴について、保護者の利便性を考えて、どの店でも取り扱いができるようにしてほしい旨をお願いしました。また、池田地区の繊維組合と繊維組合に未加入の店にも集まっていただき、内海地区の繊維組合と話し合いをしてほしいとお願いしておりました。しかしながら、池田地区のある店から、ナップサックの取り扱いができないとの苦情が出ているとの話があったため、再度内海の繊維組合に集まっていただき、お願いすることにしてあります。なお、内海地区の繊維組合の中には、中学校の統合を機に組合のあり方を検討し

なければとの考えもあると聞いていますので、教育委員会としては今後も保護者が制服等の購入先に困ることがないように引き続き努力していきますので、ご理解をお願いいたします。

( 1 番森口久士君「終わります」と呼ぶ )

議長 ( 秋長正幸君 ) 暫時休憩します。再開は 10 時 40 分から。

休憩 午前 10 時 30 分  
再開 午前 10 時 40 分

議長 ( 秋長正幸君 ) 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 ( 秋長正幸君 ) 13 番中江正議員。

13 番 ( 中江 正君 ) 私は、1 問だけ。猿対策についてですけど、初めに十年一昔前の状況を少しお話ししたいと思います。

昔、10 年前はカラス、猿、この被害が多くありました。今では、もう動物がイノシシ、ヌートリア、熊は言いませんけど、そのような中で 12 月議会もイノシシ対策についてお尋ねいたしましたんですけど、今回は猿、猿害対策について 1 問だけ質問をいたしたいと思います。

町長の施政方針の鳥獣被害を深刻と捉え、町単独の事業を実施するとしています。大規模緩衝帯、防護柵の設置助成制度の活用や、捕獲機材の購入に対する助成制度の新設など、対策の強化を行う決意が伝わってきます。私の住む蒲生地区にも猿の群れがあらわれ、被害を受けました。被害は畑だけではなく、人家や商店にも及んでおり大きいものです。

農業や谷ごとの地区を守り、人間生活を有害鳥獣から守る政策は多くの人から困っている、何とかしてくれと言われます。猿が家に入ってきて、仏壇に供えているお菓子を盗ってふんをまき散らしたり、猿対策のため商店なのに入り口に鍵をかけている店もあると聞いています。今まで以上に、積極的な対策を地域住民が望んでいることだと思います。具体的な町の考えはまとまっていると思いますが、いろいろ調べますと全国に被害が出ており、オオカミの尿のにおいで猿が近づかないとか、電磁波を飛ばす策など、多くの対策が既に商品化されています。特に、猿について、これまで以上の積極的な対策を講ずるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

議長 ( 秋長正幸君 ) 町長。

町長（塩田幸雄君） 中江議員のご質問についてお答えをします。

猿の被害対策についてですけれども、猿や鹿、イノシシなどの有害鳥獣による農林業被害、あるいは人家や商店にもあらわれ深刻な問題であり、かつ年々拡大していると認識をしております。

小豆島町におきましては、平成 20 年度から小豆島町鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げ、国の交付金を活用した鳥獣対策の取り組みを進めておりました。現在では、国の支援制度に加え町単独費により鳥獣対策をより強化しているところでございます。

平成 25 年度から、新たに緩衝帯や防護柵の設置、捕獲機材の購入に対する助成のほか、これまで単独県費補助事業によりイノシシと猿の捕獲に対し、4 月から 10 月の期間は 1 万円の助成金を交付していましたが、補助対象期間外においても捕獲に対し 1 万円を助成することとしました。また、香川県では小豆島のニホンザル生息状況調査を平成 24 年度から 3 年をかけて行っており、今後の猿対策について、行動範囲や有効な対策を検討をしているところでございます。

いずれにしましても、平成 24 年 12 月議会でも答弁いたしました。有害鳥獣対策については住民の方の協力により野生鳥獣を近づかせない環境づくり、電気柵などによる防護、猟友会の狩猟免許所持者による捕獲、以上の 3 点の取り組みにより有害鳥獣対策を進めていこうと考えております。大変重要な課題でありますので、県、地域、猟友会等と連携し、できる限り有利な補助事業を活用し、今後対応してまいりたいと思っております。

担当課長から詳細答弁をいたします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） まず、平成 24 年度から香川県において実施していますニホンザル生息状況調査についてご説明をいたします。

小豆島町の蒲生、中山、池田段山の雌猿 3 頭を捕獲し、発信器を装着し、行動範囲の調査を行っています。また、地元農家の 13 名の方に 1 カ月間目撃情報の収集に協力をいただき、発信器と目撃情報をあわせ猿の群れの行動を調査しています。現在、調査結果を取りまとめ中ですが、蒲生に出没する猿は肥土山と蒲生を行動範囲とし、池田に出没する猿は池田段山、西村、中山、肥土山を行動範囲であると。また、中山に出没する猿は、池田段山の猿のほか、銚子溪、肥土山、小海を行動範囲とする 2 つの群れが出没している結果であったと聞いております。また、内海地区の猿につきましては、福田、寒霞溪の群れの雌猿を 25 年度に捕獲し、発信器を装着する予定と聞いております。

次に、商店や民家に出没する猿は、草壁本町の二、三頭の離れ猿のこ

とかと思います。この猿対策については、平成 21 年度から猟友会の免許保持者と地元自治会役員が協力し、2 年間捕獲を試みましたが結果は捕獲できておりません。また、平成 24 年度には、自治会長と自治会役員、役場総務部長、農林水産課で小豆島警察署の生活安全課と協議し、再度地元と対策について協議を進めていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、今まで以上に積極的な対策をとることですが、町長の答弁にもありましたが、基本は捕獲、環境づくり、防護の 3 点の取り組みによる鳥獣対策に取り組む考えであります。猿対策は 3 点の取り組み以外に、打ち上げ花火による追い払いが有効であると研修会で他県の事例について説明がありました。打ち上げ花火は、すぐに効果を発揮するものでなく根気が要る対策であります。地域の方が一体となり、取り組んで効果が出ているようでございます。

最後に、オオカミの尿や電磁波などの商品についてですが、においや電磁波などの手法もありますが、効果が限定的との情報もありますので、費用や効果についての調査研究を進め、より効果的な鳥獣被害対策を実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13 番（中江 正君） いろいろと対策を講じているようでございますが、これらの特に猿とかイノシシ、カラス、こういったものは絶滅するということにはなかなかならないと思われま。

それで、専門家からの提言を少し事例、報告をいたしたいと思えます。

公に、大きく農作物をつくっているところ、楽しみでつくっているところとはちょっと違いますけど、いわゆる猿害などの対策の機器類、こういうようなことを事例で上げています、専門化が。富山県の猿と農作物の被害で歴史は長く、猿は学習してさまざまなものを食べられるようになるので、食物レパトリーが増えているそうです。そんな中、トウガラシとオクラ以外の植物被害は広がっている模様でございます。対策をしなくてはならない状況で、コンバインを初めとする機械の導入により、昔より農作業に時間がかからなく、手早く被害を少なくするようにしているそうです。今現在は、猿との知恵比べで対策の一つでもあります。昔は、猿まねとかそう言いよったんですけど、今後は人間の所作をまねして猿が知恵を出しているところでございます。こういったことも、やっぱり猿対策の一つであると思えます。農作物を守るといのは、基本的には猿、イノシシ対策は予防ネット、柵ですね。そういうようなのが、お勧めであると専門家は提言しております。

もう一点、被害情報の実態と対策情報を収集されているようでありますが、今まで以上の猿、イノシシ等の対策を講ずる積極的な取り組みは

どのように今後されるのか、再質問でお尋ねしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 作物の事例で、トウガラシとかオクラなどが有効だというふうなことでございますけれども、小豆島町におきましても普及センター等と協議しながら検討しておりますけれども、特に小豆島町の場合は果樹が多いということでございます。果樹につきましても、ダイダイとかレモンとか、そういうふうなものがいいんではないかというようなことで検討を進めておるところでございます。

また、今まで以上の積極的な対策をとというようなことでございますけれども、まず 24 年度予算に対し 25 年度は約 2.2 倍の予算としております。このようなことで、今後いろいろな対策について勉強しながら鳥獣被害対策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13 番（中江 正君） いろいろ講じておりますが、いろいろインターネットで引くと、かなり対策を講じている地区もあるし、そういうような事例がたくさんあります。これからも特效薬はないんですけど、特攻策、こういうようなものを情報として取得して、町としてどうするかというのが大事なことだと思っております。

ほれで、この間の日本農業新聞に載ってますんですけど、交付金、30 万頭の緊急捕獲へということで、新たにいわゆる改正案が、処置法が出されております。それを少し読み上げたいと思っております。

農水省は、9 日までに 2012 年度補正予算に盛り込んだ鳥獣被害防止緊急捕獲等対策の交付金単価を公表いたしました。鹿やイノシシ、熊などの捕獲は 1 頭当たり 8 千円を上限に支援する。独自の支援措置を実施している自治体では、従来 of 措置に上乘せする見通しで、同所が目標に掲げる 30 万頭の緊急捕獲の実現を目指すとっております。いわゆるイノシシ、鹿、熊、猿、カモシカ、こういうような 5 種類の緊急捕獲への補助金が上乘せされるということで、我が町は 1 頭に係る捕獲経費、その半分をいわゆる上限を決めて補助するという新たな政策がとられておりますが、我が町では 1 頭に対してどのぐらいになっておるのか、お示しいただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 先ほども町長の答弁でもいたしました

けれども、単独県費補助事業で4月から10月については1万円、そして25年度からは補助対象期間が11月から3月につきましても町のほうで1万円を予定するというふうな考えであります。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） いろいろと対策は講じておるようですが、瀬戸芸も開催されます。一番、僕目の当たりにしたのは、ちょうど銚子溪でガイドさんがもう絶対に歩道で歩きもってアイスクリーム、こういうようなのを食べないようにしていただきたいと、こういったところで暑いときでしたので、お年寄り夫婦がアイスキャンデーを食べて、いわゆる猿園行く途中ですけど、後ろから襲われて大けがをいたしまして、入院されたという、そういうようなこともあるので、これからの緊急対策だと思うんです。もういわゆる人家のほうへ入ってきて、人体被害、影響を受ける、及ぼす、そういうような実態になっておりますので、何とかこれまで以上な対策をとっていただき、住みよい小豆島にしたいと思っています。これは、もう意見ですけど。以上で終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 私は、3点質問をいたします。

最初に、平和の町宣言の決議にふさわしい取り組みを要請するという事で伺います。

2006年12月議会において、本町議会は平和の町小豆島町宣言の決議を行いました。その決議文には、我が国が世界一の被爆国であり、人類を破滅に導く核兵器の廃絶と平和のとうとさを訴え、世界の恒久平和の実現を希求することは全ての町民の願いであるとあるように、それにふさわしい取り組みが必要ではないですか。また、反戦と平和を訴え続けた作家である壺井栄氏が世に送り出し、日本中の人々に深い感銘を与えた小説二十四の瞳の本質に伝えるべき行政の姿勢が問われていると思います。

それで、その取り組みの一つとして、平和宣言の垂れ幕の設置を一時庁舎には掲示しておりましたが、その垂れ幕を設置継続することを求めるものです。

そして、その取り組み2つ目は、毎月広報に平和の町宣言の文言を掲載することです。

その取り組みの3点目は、平和のとうとさを深く認識する必要性から、

また決議文に平和憲法の本質にのっとり、戦争の悲惨さを広く町民に知らしめとあるように、町民の戦争体験を募集し、戦争体験集を発売することなど求めますが、町長の姿勢を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず、1点目の平和宣言を周知する懸垂幕の設置につきましては、庁舎壁面の設置場所には限りがあり、10月24日から国連軍縮週間の期間中に設置する方針としております。

2点目の平和の町宣言に関する広報紙掲載につきましては、誌面の都合上2カ月ごとに掲載する方針としております。

3点目の戦争体験集については、平和意識の向上のみならず歴史資料としても意義ある提案だと思っております。幾つかの市町村で同様の取り組みが行われていると承知しておりますが、その主体、手法はまちまちであり、また集められる戦争体験事例の件数もいろいろであろうと思っておりますので、今後戦争体験集作成の要否も含めまして検討をしてみたいと思います。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） まず1点目については、国連の平和週間でその期間に設置したいというふうなことですが、平和の町小豆島宣言の決議文の重さといいますか、その内容がやはり町長自身には十分に私は理解されていないように今の答弁で感じました。国連の週間だけに限らず、小豆島町の宣言であるように、平常時にも常に常設するという姿勢が必要だというふうに思います。常設する姿勢が本当にあれば、工夫をし、その対応を行うことができるというふうに思うわけですが、壺井栄さんが小豆島のシンボル、平和の島シンボルというふうに町長自身も言われたように、常にやっぱりそれは町民あるいは町外から来られた方に対してアピールすべき、そういう姿勢が必要ではないかというふうに思いますが、なぜ国連の平和週間だけに設置する必要にこだわるのか、その点について伺いたいと思います。

それと、旧池田においては平和の町宣言やっておりましたし、旧内海もそうでしたが、広報に毎月最後のページにこの文言を掲載しておりました。それもそんなに広くスペースがとられるわけではないですから、本気な姿勢があればこれも掲載できるというふうに思います。その町長に対する、平和に対する認識の問題が問われるというふうに思いますが、伺います。

3点目について、これは町長も今県下でも言われたと、取り組んでいるということをおっしゃいましたが、三豊市のホームページでは太平洋戦争

と三豊というテーマで太平洋戦争に関する体験談集の編集を計画して、今取り組んでいます。体験談の策定概要というのがありまして、その目的の中にやはり戦争体験者が減少する現在、さきの戦争を事実として残すため、市民の戦争体験、三豊で起こっていた事実を聞き取り、後世に伝え残し、今後の平和に寄与するというふうな目的が概要の中に明記されております。やはり、小豆島町においても戦争体験の方が本当に次々亡くなっている中で、この平和のとうとさ、おろかな戦争は二度とやるべきじゃないという町民へのアピール、これをまた子供たちにも教育の観点から示す必要があると思いますので、ぜひ本気になって積極的に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。その点で伺います。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 村上議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の懸垂幕の設置につきましては、おっしゃられるように今現在設置されていない状況にはございます。しかし、これにつきましては町長が申しましたように、国連軍縮週間、10月24日からですけども、こちらのほうで設置をしていきたいというふうに考えております。戦争のない平和なときを過ごすということは、誰もが願うことではあります。町長が、先ほど森議員さんのご質問にもお答えしましたように、小豆島町は象徴にもなるようなところでございますので、その中でそういうことを町民の方に知らせるということでは、いろいろ国の外交政策とか、国際交流によってそういう平和を保っていくということが必要ですけども、まずそれらをする場合において国連という非常に大きな舞台がございまして。ここの軍縮週間、軍縮会議があって、その後につくられた軍縮週間というのが、そういうのをアピールするには一番最適な時期ではないかということで、そういうふうな試みを考えておるところでございます。

それから、2点目の平和の町宣言の広報紙の掲載でございますけれども、こちらのほうは紙面の都合もございまして、2カ月に1度掲載をいたしております。2カ月に一度では少ないというご指摘があるのかもわかりませんが、町民の方には十分周知ができていないかというふうに考えておるところでございます。

それと、3点目の戦争体験集についてでございます。

先ほど、町長申しましたように、三豊市が取り組んでいるのも承知をいたしております。そういうことで、いろんなところで取り組みがあるのは確かなんですけども、やはりどういうふうな主体でやるかとか、どういう手法でやるか、こういうことはもう少しちょっと検討してみる必要があるのではないかと。戦争体験につきましても、もちろん風化させ

てはいけないというのは十分わかっておるんですけども、いろんな悲惨な体験を果たして記していただけるのかどうか、そのあたりどれぐらいの数が集まるのかどうか、その辺も検討しながらやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 国連の軍縮平和週間のときに掲載できるというのであれば、町長も先ほどスペースの問題言われましたけど、そのときは掲載できるというのであれば、これは常時掲載できるということになると思うんですね。場所のスペースの問題を言われるんだったら。ただ、今国連との関係でそういう時期にアピールするために、その時期がいいんだという考え方を総務部長述べられましたけど、やはり小豆島町の宣言に基づいて、これを常態化していくと、設置を常態化していくということが一番この宣言にふさわしい取り組みだというふうに思うわけですが、そのときはできて、常時これが設置できて、国連のときにできてほかにはできないという、その根拠がわからないですね。それをちょっと再度伺います。

それと、教育的な観点からも、この体験談集ってというのは小豆島町においても必要だと思います。例えば、空襲の体験をした人たちの、そういう高松空襲、東京での空襲ありました。それも、やはりそういう文集がつくられております。いろんな形でそれをやってるわけですから、こういう文集をつくるということが非常に今後の小豆島の歴史を残していく上で重要だというふうに思います。三豊では、教育委員会の生涯学習課が特にこれに取り組んで、市内の人たちに限らず、当時小さいときに体験した三豊から出られた方にもそういう募集を呼びかけられていると、そういうふうなことも聞きましたので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと、教育長にもお尋ねしたいんですが、以前にもこの決議にふさわしい内容として小豆島町内の学校の中に、図書室の中に平和図書をぜひ増やしてほしいということをお求めたことがあります。池田小学校では、全体の冊数が1万2,715冊あるそうです。そのうち0.25%で32冊、平和の問題とかはだしのゲンのような、ああいう本とかが含めて32冊あるそうです。それから、池田中学校においては全体の冊数が8,069冊ありまして、1.8%の145冊図書室にあるということでした。もっともっと子供たちに平和のとうとさ、きょうは3・11の東日本大震災で放射能、見えない放射能の恐怖におびえながら31万人余りの人たちがまだ家族と別れ、地域がばらばらになる中で、そういう体験をしているわけですね。私たちは、そういうことをやっぱり教育にしながら、原爆が投下したこういう日本の被爆国である私たちのこれからの子供たちに、やはり教育

的な観点からこのことに取り組む必要があると思います。先ほど、森議員も言われましたが、この壺井栄文学館だより、私も見ましたが、やっぱりもっとももっと小豆島内の子供たち、生徒がこの平和の問題について、戦争の悲惨さについて、もっともっと広く深くいろんな本を読んでもらいたい。そのためには、それだけの保証をしなければなりませんので、学校での、あるいは図書館でのそういう本をぜひ増やしていただきたいというふうに思いますが、教育長どうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、村上議員さんが言われた平和学習に関する図書の本を増やしなさいということだと思いますけども、どんだけ増やしたらええかというのがまず一点あります。というのは、図書室の本だけではなくて、教科、道徳、特別活動で各小学校、中学校できちっと今指導しております。例えば、中学校においては教科のほうでは国語、社会、音楽等でそういう平和的な教材を使った授業を行っておりますし、道徳におきましては1年生、2年生、3年生、関連した徳目をしております。また、特別活動におきましては、池田中学校は沖縄へ、そして修学旅行等ですけども、内海中学校は長崎へ行って平和についての勉強をしていると聞いております。総合的な学習についても、それに関連してそういう授業をしております。小学校におきましては、同じように国語、道徳、そういうところで十分指導しておりますけども、図書室の本が少ないというのは、平和という問題を取り上げたただけであつたら少ないか思うかわかりませんが、中身等を考えてみますとそれに関連した図書が余りあるんじゃないかなあと思っております。もし、学校等で今から再度購入する場合には、そのあたりも中身を検討して、少しでも子供に役立つ、みんな仲よくとか、小学校では。中学校では、再び平和に関連することをこれから買うようには指導はしていきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 村上議員から再度のご質問で、常時設置というお話でございますけれども、やはり町の懸垂幕をつける場所、これは限りがございます。その中で、町民の方にいろいろお知らせしなければならないこと、こういうことは非常にたくさんございます。今でしたら、税の確定申告でありますとか、それからいろいろな月間、週間ございます。そういうことをいろいろ取り合わせながら懸垂して、町民の方に知っていただくということがございますので、なかなか常時設置というのは難しい問題がございます。その点、ご理解をいただきたいという

ふうにご考えております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 琴勇輝の垂れ幕も八日目の蝉も大事かも知れませんが、何よりもやはり命のとうとさ、戦争の悲惨さ、平和をとつとぶ、こういうところをやっぱり子供たち、大人たちがしっかりと学ぶ、そういう気持ちを打ち立てることができる垂れ幕はぜひ必要だと思うし、常設を求めておきたいというふうに思います。

図書については、子供たちがやはり本を読むというところが非常に少なくなってきました。そういう中で、やはり魅力ある命の問題、戦争の悲惨さの問題も含めて、そういうところをちゃんと読める力をつけるという点においても、ぜひ努力を、そういう本の購入の設置をお願いしたいというふうに言っておきたいとします。

次に移ります。2つ目です。

低所得者が入所できる老人福祉施設の設置をということで質問します。

介護保険制度が、2000年度から施行されて13年になります。この間、制度の見直しごとによって保険料が引き上げられ、また介護認定改正で認定度を引き下げられ、今までの介護サービスが減らされるなど、まさに保険あって介護なしの実態がありました。こうした中、高齢者のうち子供など身内がないひとり暮らしで、わずかな国民年金しか生活の糧にしている低所得者老人にとって不安がいっぱいです。現行の介護保険制度のもとでは、老人福祉施設に入所したくても入所できない現状があります。ある老夫人は、子供がいない私は先の生活が不安です。蓄えもない中、少ない年金でも入れる老人施設をつくってほしいと切実に訴えています。あるひとり暮らしの高齢者は、要介護1の認定、週2回のデイサービスを受け、食事などは保険制度に適用されないために、それらを合算して月2万数千円必要だと。今、子供の協力がなかったらとても払えないとのこと。さまざまな利用要件の施設はつくられていますが、今の利用料では負担することができない高齢者が少なからずいるのではないのでしょうか。このような声に応えるべく、ひとり暮らしで低所得者が入所できる老人福祉施設の設置などをすべきと考えますが、伺います。いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 低所得者が入所できる老人福祉施設の設置についてお答えをします。

本町の65歳以上の高齢の割合は36.6%ですが、田浦、吉田、三都地区の一部は既に50%を超えています。このように、高齢化が進む中、議員

の質問のとおり、ひとり暮らしで不安を抱える方は多いものと思います。病気やけが、身体機能の低下などが原因で介護サービスが必要となり、さらに自宅で過ごすことが困難になれば、特別養護老人ホームなどの施設への入所が必要となってきます。

現在では、小豆島町で約 270 名の方が介護保険施設に入所していますが、これら介護保険施設の利用については、所得に応じて高額サービスや食費、居住費の補足給付が支給され、低所得者であれば月に 4 万円程度の負担で利用できる状況にあります。平成 23 年度の調査では、特別養護老人ホームへの入所待機者は 38 名であり、新病院の建設にあわせて検討している現在の内海病院の施設活用方法の中で対応したいと考えています。

先日、小豆島町でひとり暮らしのお年寄りが自宅で亡くなるという残念な出来事がありました。前日まで、都会に住む娘さんと電話で話をしており、わずか半日余りの出来事であったと聞いています。幸いなことに、民生委員やご近所の方が気にかけてくれていましたので、決して孤独死ということではなかったとのこと。ご本人は、要支援の認定を受けていましたが、自宅での生活を望んでいました。このように、少し手助けがあれば自宅で暮らしたいというのは、多くのお年寄りが望んでいることだと思います。できる限り自宅で暮らしたいと願う人に、安心を確保する仕組みをつくるのが大切であると考えています。そのためには、施政方針でも述べましたが、健康づくり、介護予防により元気な期間を延ばすこと、また地域の支え合い、共助を広めていくことが必要であると考えています。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11 番（村上久美君） この老人福祉計画の中でも、いろいろ取り組みがされておりますけども、先ほど町長述べられたように月に 4 万円施設に利用料を払ってるという事例で、国民年金をかけてる方は大体全体の年金 6 割が国民年金をかけているというふうに言われています。その 6 割の方々が、今は元気けども、今は自分で食事をつくれるけども、買い物も何とか行けるけども、後それができなくなったときの不安がまず大きいわけ。そういうときに、今も事例、2 つ申し上げましたが、月の 4 万円、5 万円、6 万円ではとても生活できません。サービスを受けても月 4 万円を払って、後は食べないでおかなければならないという状況です。だから、ぜひ今後の計画実施の、あるいは運営の中で、また料金体系の制度の再検討、見直しも含めて、こういうひとり暮らしの方、身寄りがいない方に対しての対応を、ぜひとっていただきたいというふうに思います。やはり、私が言っているのは、月 10 万円とか 15 万円とかもらってる方は、それなりにいけるでしょうが、国民年金入られた方の

低額の方が、やはりその地域で安心して暮らしていける、そして悔いなく人生を終えることができるっていう、そういう状況を行政がどうきめ細かく手を差し伸べるのか、このことが町としても必要ではないかというふうに、高齢者が36.5%、これが38%、40%になるでしょうが、そのことが問われるというふうに思うわけですが、どのような形でこういう低所得者の方たちの対応をされようと考えているのか、もう少し踏み込んだ答弁をお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） 福祉の推進ということでございますが、介護保険法に基づきます基盤的なサービスなどが重要であることはもちろんでございますが、人口が減少し、急速に少子・高齢化が進み、経済のパイの拡大が進み、このような中、国の社会保障制度には限界があると思います。そのため、地域で助け合い、支え合う、地域ぐるみの福祉が大切だと考えます。地域ぐるみの福祉を推進するため、現在町におきましては福祉のまちづくり事業や協働のまちづくり支援事業などを行っておりますが、既に各地でいろいろな取り組みが始まっております。平成25年度も、引き続きこれらの事業を継続実施することとしておりますので、これらの事業からよりニーズに応える地域福祉の活動が生まれていくというふうに願っております。これらの活動をもとに、地域を支えていきたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） もう少し、踏み込んだ内容をお聞きしたいということで再質問をしたんですけども、すごい抽象的なことだったと思います。要は、地域で皆さんで助け合って、それをまずやるのが基本だというふうなことだったと思うんですが、それはそれで必要です。しかし、そうでない人たちに対してどうするかということを知っているわけですが、その答弁がありませんでした。

次に移ります。時間がありませんので、3点目いきます。

地域の元気臨時交付金の活用について伺います。

今回、政府は平成24年度補正予算において地域経済の活性化と雇用の創出を図る地域の元気臨時交付金等を交付することとなり、県議会においても2月議会で平成24年度補正予算は可決したところです。本町においても補正予算の提案がされると思いますが、防災、減災等の関連事業や暮らしの安心地域活性化関連事業、これが地域の元気臨時交付金ですが、これらが1点、4兆円ありますが国のほうが出すということですが、こういう中で特に老朽化している道路とか、橋梁の改修、地震津波

高潮対策での海岸線付近の住民の高台等の避難場所を設置するとか、避難する際の誘導に伴う必要な設置など、これらをこの交付金を有効に活用してやるべきだというふうに考えますが、この点について伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 地域の元気臨時交付金につきましては、平成 25 年 1 月 15 日に政府・与党において決定されました、日本経済再生に向けた緊急経済対策を補完するために設けられた交付金であります。

その目的につきましては、緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が多額であり、国の予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図るものであります。

予算額は、平成 24 年度補正予算に計上された公共事業等の地方負担額の約 8 割に相当する額であり、1 兆 3,980 億円となっております。本町におきましては、最終日に提案させていただく補正予算のうち、国の平成 24 年度補正予算に対応する予算として、平成 25 年度以降に予定した事業の進捗を図るために前倒し実施するものを含めて、老朽化している道路、橋梁の点検や改修、漁港、港湾の高潮対策など、各種防災事業を中心に追加をお願いする予定であります。その事業費総額は約 1 億 3,600 万円、追加となる負担額は約 7 千万円を見込んでおります。

臨時交付金の算定基礎となる事業は、現時点で国から示されておられません。追加する全ての事業が算定基礎になりますと、約 8 割、約 5,600 万円が交付されることとなります。なお、今回の補正予算につきましては、国の補正予算に係る事業の財源を補正予算債等で対応し、地域の元気臨時交付金は算定基礎等が示されて交付限度額が確定する平成 25 年度の補正予算で計上することとしております。平成 25 年度の当初予算においても、防災本部の整備やハザードマップの整備、蒲野大池の地震予防、漁港、港湾の高潮対策などの事業を行うこととしておりますので、その財源として活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11 番（村上久美君） 大体、大枠は町長のほうから述べられましたが、例えば具体的に高台での避難場所の設置とか、そういうふうなところが入ってるんでしょうか。実は、神浦のほうの地区の人たちが、浜の

ほうにコミュニティセンターありますけども、これがやっぱり高潮、津波等で心配、高台のほうに一定の場所が、スペースがあるというふうにお聞きしております、町のほうにもここにぜひ町のほうで建ててほしいという要請もしたようですが、それはできないというふうな回答を得られたというふうなことでしたが、これらについてもやはりこのような条件のあるところは具体的な計画としてどんなでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 今回の国の補正予算の事業といたしまして、高台移転につきましては1点、馬木地区も非常に土地が低いところがございますけれども、そこで避難地区がないということで八幡さんを避難地区に指定して、その避難場所の整備、また避難路の整備というものを考えております。ただ、今ありました神浦の地区につきましては、ちょっと私どものほうは把握しておりませんけれども、必要なものであれば順次整備はしていく必要があるかと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） ご指摘をいただいております神浦地区でございますけれども、もちろん地元のほうから県道を少し上へ上がっていったところの広場ということでお話は伺っております。それで、津波などの避難場所につきましては、建物を避難場所にいたしますと後の余震等のおそれもありますので、そういうものではなくて広場的なものを私どもは想定をいたしております。ですので、神浦の地区からの要望されております避難場所については、そこを避難場所に指定をしていくということでご理解を願いたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 避難場所のスペースだけでは、それは不十分じゃないですか。人の命を守るということにはならない。いつどうなるかわからないわけですから、それこそ暗いときにどうするのか。そういうふうな場合の対応も含めて、やはりきちっと行政が住民の声に応えるべきだと思います。場所だけで、例えば雨が降ってるとか、そういう天候のぐあいの場合どうするのかという問題もあるし、一時的なものを含めて、あと待機する一定の期間、そこで待機する必要性が生じる場合だって十分考えられるわけですから、それは非常にまずいと思います。あと、こういうふうな地域地域で海岸にある自治会館、浜条もそうなんですけど、そういうふうなところの声をやはりしっかりと行政が計画的に

まとめてどうしていくか、計画のことも含めてぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますが、具体的にほかに宮山以外でそういう声とか、これからの計画とかあれば教えてください。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 村上議員さんのご質問にお答えをいたします。

地震の際、津波のおそれがあるということで今想定しておるのは、やはり一時避難所ということでございます。津波につきましては、一定の時間が過ぎれば水が引くわけですから、その際に再度避難所、もし自分の家のほうへ帰るのが難しくなれば避難所のほうへ、三都の体育館とか、そういうふうな避難所のほうへ避難していただくというふうに、広域的な話もございます。そういうところで、あくまでも一時避難所というのと、それと避難場所というのは区別して考えていきたいというふうに考えております。

それから、ほかの避難所の設置の要望については、毎年各自治会の方々とはお話をしておるわけなんですけれども、今のところそういうふうな要望はいただいております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） また、今後いろんな問題が出るかもわかりませんが、地域の声をしっかりと吸い上げて、行政の反映に実施していただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 5番藤本傳夫議員。

5番（藤本傳夫君） 失礼します。

私からは、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目としまして、芸術祭でお接待をとということで、瀬戸芸への島を挙げての対応をする中で、各種団体への協力要請はどの程度の団体まで及んでいるのかということと、霊場会などには行っているのか。また、会場近くのお寺にお接待の協力などを申しているのかということと、ちょっとお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 瀬戸芸に向けた各種団体への協力要請ですけれども、作品展開がなされる三都地区、醬の郷、坂手地区、福田地区につきましては、昨年から数回にわたり自治会や各種団体の代表者をお招きしての説明会を開催をしているところでございます。これらは、今公式の説明会ですけれども、実際作品展開がされるそれぞれの地区については数え切れないほどスタッフ、あるいは私自身が住民の皆様や団体の人とこれまで話し合いとか協力要請をしてきたところでございます。この結果、アートが展開される地区については、かなり住民の皆さんの理解、それから機運が醸成してきたのではないかと考えています。

例えば、三都地区では全ての自治会から島の家を設置をして、お接待所として活用したいという申し出がなされ、現に島の家は完成をしております。それから、先ほども森議員のときにお答えしたように、ファミリーラッグということで30軒を超える皆さんがトイレの提供とか、いろんなことを申し出をしていただいております。中山地区からも、お接待の場所をつくらうという申し出をいただいております。さらに、坂手地区、ここが一番今進んでいると思いますが、地元のんごんごクラブが旧坂手支所を活用した案内所をするほか、いろんな形で接待をする取り組みをすると聞いております。現に、ジャンボフェリー就航以来、いっぱい来てくれておりますが、その延長戦でいろんな活動が始まっております。

また、醬の郷でも地元の人と作家が協力して作品を制作しておりますし、私の近所の高齢女性たちも、この間もところてんを出すんだと言って私に試食をしてくれという申し出があるように、いろんな盛り上がりが始まっていると思います。福田地区でも同じように接待所を開設する動きが始まっております。さらに、先般作品展開のない安田地区でも訪れた方に案内や接待をする場所を持ちたいという声をいただきました。本当に、ありがたい申し入れだと思っております。

いろんな団体、私自身は数え切れないくらい要請をしたつもりですけれども、例えば正式に霊場会に対して正式にしたかということ、多分してないと思いますが、個別には会うたびにしているつもりですが、まだまだ抜け落ちてるところがたくさんあると思いますので、協力要請を引き続きしてまいりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 場所の近くのところには、そういうふうな歓迎意識が醸成されてきていると聞いております。しかし、直接作品がないところでしたら、その割には意識はないし、特にそういうふうな瀬戸芸に来てぶらり小豆島ではないですけども、ほかどっかそういうところはないのかなあいうとぶらぶらする人に対してでも、そういう接待の心を

持って接するといえますか、そういうこともこれからの小豆島、リピーターになってもらうためには必要ではないかと思えます。

それで、ある作品には特に3月、今ごろから一月ぐらいは各お寺で土日には特にお接待なんかをしております、場所的にトイレなんかも多くありますので、そういうところには特にそういうふうな飛び込みの人が行っても対応してくれるようにというようなことをお願いしたいという意味で、こういう質問になりました。私の地区では、きのうあったんですけども、各部落とか隣組とか、例えばそうめん出してくれるお接待とかうどんとかいうのが別にあたりしますんで、そういうところは先ほども森議員のところでも公式の観光協会で見ればわかるということですので、そういうことで日々周知できるように、そういうふうな情報を収集していただきたいと思えます。

それでは次、ため池の耐震性はということで、小豆島町にも多くのため池があり農業に、あるいは湧水時の水源として利用されております。神戸の震災時は、震度5弱であったと思えますが、損傷があったとは聞いておりません。南海・東南海地震が起きた場合、5強、もしくは6弱ぐらいが香川県下では予想されていると聞いておりますが、ため池の保全管理の現状はどうなっているのか、お伺いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 藤本議員のご質問にお答えをいたします。

ため池は、全国で約21万カ所、香川県には約1万4,600カ所、そのうち小豆島町に194カ所のため池があります。ため池は、小豆島町の主要作物である電照菊やオリーブ、水稻栽培など、農作物を育てるため欠かすことのできない農業用水を確保するための重要な人工の貯水池で、古くから多くのため池がつくられてきました。

ご指摘のとおり東南海・南海地震が予想される中、ため池が地震によって損壊することになれば、農用地、農業施設はもとより、下流域の地域住民にも被害が発生するおそれがあり重要な課題であると認識しています。

ため池の耐震対策については、香川県により、特に規模の大きい10万トン以上のため池の耐震診断調査を23年度から実施しています。小豆島町では、10万トン以上のため池は新中山池が対象となり、平成26年度に調査を行う予定となっています。あわせて、ため池耐震化整備検討委員会を設置し、診断調査結果の分析手法や整備に向けた工法等について検討が進められていると承知しております。

次に、小豆島町では東日本大震災後、ため池管理者を対象に日常点検や大雨、地震後の適切な点検管理が行えるよう研修会を開催し、ため池管理者に点検のポイントや監視体制の強化をお願いしています。また、

この3月議会でため池整備の一層の促進や防災上の観点を考慮し、農家負担の軽減を図るための分担金徴収条例の改正を提案し、議決をいただき、ため池整備を推進していくこととしています。大変重要な課題であり、県やため池管理者と連携し、ため池の防災対策に取り組んでいきたいと考えております。

担当課長から詳細答弁をいたします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） まず、10万トン以上のため池の耐震診断調査についてご説明をいたします。

耐震診断調査は、ため池のボーリング調査を行い、農水省の耐震設計の基準に基づき安定計算を実施をいたします。堤高や延長にもよりますが、事業費は約600万円から800万円でございます。

次に、ため池の点検についてでございますけれども、日常管理により常日ごろから点検を行うことで大雨や地震後に小さな異常、クラックや漏水箇所の発見につながりますので重要な役割を持っております。県の指導のもと、管理者が適切な点検管理が行えるよう研修会を開催をいたしております。

ため池の整備につきましては、この3月議会で農家負担の軽減を図るため県営土地改良事業分担金徴収条例が改正され、ため池整備を行う受益者負担が3%軽減されましたが、単独県費補助土地改良事業につきましても、25年度から受益者負担を30%から15%に軽減いたします。今後も、ため池整備事業を推進するため、できるだけ有利な補助事業を活用し、受益者の負担軽減につながるよう対応していきたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 藤本議員。

5番（藤本傳夫君） ため池の決壊した場合は、香川県は高松市がハザードマップを作成しておると聞きますが、小豆島町ではそこまでごっつう必要かというたらちょっと考えるとこなんですけども、そういうふうな対応はどんななっているんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 現在、ハザードマップを作成しておりますのも10万トン以上のため池ということで、県内の市町村で作成しております。小豆島町では、先ほども言いましたけれども10万トン以上のため池は新中山池が対象でございます。また、ため池の下流にダム等

がある場合には、そこまでの浸水想定図を解析というようなことになり  
ますので、特に中山の殿川ダムの上流についての浸水想定図の作成とな  
りますことから、余り効果もどうかと思います。そのようなことで、新  
中山池のハザードマップにつきましては、作成する予定はございません。

議長（秋長正幸君） 藤本議員。

5番（藤本傳夫君） ないことを願うといいますが、そういうことは  
決壊して下流に被害がすごく及ぶということは、多分小豆島程度のため  
池では考えられないと思うんですが、昔51災のときに池田大池の堤防  
が切れまして、それがどっと流れたんですけども、浜条のほうにさあつ  
と水が10センチ、15センチ程度上がった程度で済んだそうなので、まあ  
その程度ならばすごい被害が出るとは思えんので、まあ大丈夫だと思  
います。

それと、あと砂防ダムのほうの水も渇水時の水源として利用されてお  
りますが、これについての耐震や保全の管理の現状は、関連としてお伺  
いしたいんですが。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 砂防ダムにつきましては、水道の予備  
水源とか、また農業水として水をためておるわけでございますけれども、  
それにつきましてもダムの基準に基づいて設計をされておることと思  
います。ましてその砂防ダムについての点検等については、今現在香川  
県の事業主体で香川県が所有しておるわけでございますけれども、点検  
をするというようなことは聞いておりません。

議長（秋長正幸君） 藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 続きまして、小豆島文化の常設展示をというこ  
とで、小豆島の魅力づくりについては島の文化、農村歌舞伎、秋祭り等  
の映像紹介がオリーブナビでボタンを押したら出てくるようになって  
りますが、断片的であり、現物を常設展示するほうがもっとより魅力  
をアピールできるのではないかと思うんですが、そういう常設展示の場  
所等をつくっていただくわけにはいかないかという質問です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 小豆島の伝統、文化につきましては、大変貴重  
な文化遺産であると認識をしております。

現在のオリーブナビは、昭和 62 年 10 月に小豆島民俗資料館として開館し、その後の見学者の減や維持費の増を理由に合併を契機に小豆島観光 P R の拠点として新たにスタートしたものでございます。

以前、民俗資料館に展示していた文化財や民俗資料につきましては、現在むとす館や映画村キネマの庵に展示したり、三都公民館に保存しているところでございます。小豆島町内の文化財については、町指定 72 点、県指定 9 点、国指定 10 点の計 91 点ありますが、その全てが適切に管理されている状況にはありませんので、平成 25 年度からは定期的に文化財と所有者を訪問することにより、文化財の保護管理活動を推進し、あわせて看板等も整備することにより、文化財の紹介を進めていきたいと思っております。

また、神浦のオシコミ船については、オシコミ船を新造することから、瀬戸芸にあわせて神浦コミュニティセンター前に古いオシコミ船を展示することにより、地域のお祭りの魅力をアピールしようとしています。

このように、観光 P R の拠点であるオリーブナビで島の文化を紹介するに加えて、それぞれの所有者が地元で適切な保護管理を行い、その場で見学できることが文化財の魅力を最大限にアピールできるものと考えておりますが、問題提起、藤本さんがされたように、私自身は小豆島の現在の文化財の管理と保護の状況は、かなり課題があると思っておりますので、少し時間をいただきまして、抜本的なあり方も検討させていただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 藤本議員。

5 番（藤本傳夫君） 中山の農村歌舞伎では、一部資料をガラスの中に入れて展示したりはしてあるんですけども、常設展示でいつもあけるとるわけではなし、その管理人がいつもおるわけではないので、そういう資料自体、また衣装などもたくさんありますけども、傷みとかそういうなんもありますから、なかなか観光客なり一般の人に見せることができないと。ああいうものを、実際歌舞伎が上映されてないときには、常設展示してより魅力をアピールすることができるんじゃないかと。最近、中山へ上がっていく道の横に私畑があるんですけども、朝方バスが中山から 2 台、3 台とおりてくるのは、一度あの前を通っておりてくるバスが随分あると感じております。だから、あれがもう一歩進めて、そこでとまって見ていただければ、より小豆島の魅力が上がるんじゃないかと思っております。

それから、あの中の回る舞台、あれももう何とか半回転ですけども回っておりますが、ああいうのが実際動いて、舞台が動いて役者と観客がもっと密接に歌舞伎を楽しめるという、そういうふうな会場の場所の展開ができれば、もっといいのではないかと思っております。

それと、秋祭りの太鼓台ですが、太鼓台本体をどっかへ今まで毎年もう人間が減ったからというて太鼓台を奉納してない地区があると思うんです。そういうところの本体、棒もつけて飾って、飾れるような場所があれば、より10月の各地区の小豆島一連ずっと1週間、10日ありますんで、そのときの連想がより現実にできると思います。それで前、西条市に行ったときに、そこには現物展示しておりまして、ああこういうふうなんでというようなんがありましたけども、そこで見たよりは小豆島の太鼓台のほうが彫り物とかは随分きれいで、向こうは確かに金糸・銀糸はきれいですけども、木の枠組みの本体はもう木を組み立てただけですんで、太鼓台自体の値打ちとしてはこっちのほうが上だと思いますんで、そういうふうなアピールもしたいと思うんです。

それから、幔幕も地区によっては更新して、古いのは捨てることはないんで保存してはおると思いますんで、そういうふうなのを借り上げるといいますか、布団地には金糸・銀糸でつくっておりまして、うちの地区でも明治三十二、三年ぐらいですので110年ぐらいにはなるんですけども、ちょっと文化財とは言いがたいですけども、それに近いものがありますので、そういうものをもっと展示するような場所はないかということをお願いいたします。

あと神浦のオシコミ船ですけども、これも聞こう思うとったんですけど、古いのを展示してくれるそうなんですけども、あれ実際に1年に一度、一日、二日、その1カ月前に試運転で1回、それだけに動かすために1年ずっと置いとんで、余計に傷みも激しいと思いますんで、せっかく新造でつくって、それまで1年間ずっとシートかぶせて置きっ放しでは非常に傷みもひどいと思いますんで、それをもっと置けるような、例えばこの議場ぐらいのテントといいますが、トンネル状のものがあれば置けるといいますんで、そういう考えを持っていただけないかということで、ちょっとお願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 藤本議員が言われていることは、小豆島の魅力の本質は何かという、とても大切な問題提起だと思います。きょうもいろいろ議論された、小豆島は平和の島であるというのもとても大事なことなんですけども、小豆島の自然、自然は言うまでもなくすばらしいです。私は、ずっと文化と伝統がすばらしい、こういうものをどう保全して磨いて次の世代に伝えるかということが、小豆島がもう一度元気になる上で必要不可欠なものだと考えています。そういう観点からすると、現在の文化財とか伝統、いろいろなものについて小豆島町の取り組みは全くなっていないと、正直言ってそう思ってるんです。いろんな懸案がいっぱいありますんで、なかなか町長としてこの問題に取り組むことがで

きずにここまで来てますけれども、この問題は本気で取り組みたいと思っ  
てます。

きょうも議論、例えばせっかく離島振興法で指定してくれるのであれば、  
離島の価値ってというのは何にあるんやろうかという、文化伝統が  
ここに蓄積して、それがなくなっていこうとしてる。それをもう一度ち  
ゃんと保全して、それを保全するし、磨くことによってもう一度島々が  
輝くことができるというのが本質的な話だと思いますので、離島振興法  
のスキームが、藤本議員が提案していることに活用できるかよくわかり  
ませんが、よく考えると瀬戸内国際芸術祭もアーティストたちが小  
豆島のすばらしい文化伝統や生活習慣をアートという形に表現して、世  
界にアピールしてくれるという取り組みなんですよね。ですから、当然  
のことながらご質問があったことについては、知恵を絞って全力で取り  
組んでいく課題だと認識をしております。教育長からも答弁してくださ  
い。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、藤本議員さんが言われたいろんな具体的  
な方法を提示されましたけども、これは今すぐできるというお答えはで  
きませんが、その関係機関とも十分話をしていって、可能なことから  
進めていきたいと考えております。

そして、今町長から言われましたが、文化財のあり方をもう一回見直  
すというのは私たちの仕事なので、再度厳しく研究していきたいと思っ  
ております。以上です。

（5番藤本傳夫君「どうもありがとうございました、終わります」と呼  
ぶ）

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。午後1時から再開します。

休憩 午前 11 時 56 分  
再開 午後 0 時 58 分

議長（秋長正幸君） 再開します。午前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 8番安井信之議員。

8番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長のお考えを聞き

たいと思います。

まず最初に、中学校統合による施設のあり方について。

議会2日目で、小豆島中学校の設置に関する条例が可決されました。それに伴って、小豆島の新病院の建設が始まっていくことに大いに期待します。

そこで、病院建設に伴って既存施設のあり方等、今まで教育民生常任委員会でも議論してきましたが、私は代替施設の展望が必ずしもはっきりと見えてこないと考えます。そこで、町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 安井議員のご質問にお答えします。

ご質問の代替施設については、子ども文庫と修道館についてかと思いますが、子ども文庫につきましては12月議会でも答弁しましたように、図書の貸し出しは子ども文庫設置以前のイマージュセンターに戻す予定でございます。遊具等についても、周辺の用地の利用状況や地域の皆様のご意見を参考に検討していきたいと考えています。

また、現在2つの団体が施設を利用して事業を行っていますが、1団体は学童保育センターを利用させていただき、もう一つの団体についても学童保育センターを利用する方向で現在調整中です。修道館につきましても、2団体の利用がありますが、イマージュセンター2階の多目的ホールを利用させていただけるよう、用具等の保管場所を設置する予定であります。いずれにいたしましても、今まで利用していた施設の利用ができなくなりますので、何かとご不便をおかけいたしますが、できる限りの便宜を図ってまいりたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 子ども文庫におきましては、イマージュセンターというふうなことです。あそこへ蔵書を持っていくというふうなことでは、図書が減少して小ぢんまりとした図書館というふうな形になってくると思います。その中で、子供の遊ぶ場所、またイマージュセンターの利用をこれから福祉の部分で考えていくというふうなことでしたので、その辺イマージュセンターのほうの利用に関しても支障が出てくる可能性も残している部分があると思います。

それと、修道館の活動の2団体、教育委員会からの説明の中で1回説明をもらったというふうに伺っておりますが、その中である団体はあそこでの活動に対してちょっと疑問があるというふうなことを聞いております。2階でばたばた、格闘技というか剣道と拳法ですから、ある程度

の音が立つというふうなことで、階下の部屋での利用に対してある程度の配慮も必要になってくる場合もあると思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） まず、図書の減少のほうでございませうけども、当然今の子ども文庫の広いところから、もともとのイメージセンターに戻しますので、図書を減少するのは仕方ないかもわかりません。ただ、むとす館、図書館をご存じかと思えますけども、ウェブシステム等で本の予約もできるようになってますし、パソコンから蔵書の検索、予約もできるようになっておりますので、イメージのほうへ移す本については児童の図書を専門に移しまして、大人の方の図書等については図書館をむとす館を利用していただけたらと思えます。むとす館遠い場合には、むとす館で1回利用権つくっていただきましたら、土庄町の図書館も併用して使えますし、ウェブシステムで予約をいただければイメージセンターのほうにその図書を届けるようなサービスもいたしますので、一般の方はもう図書館のほうを利用していただけたらと思っております。

それから、修道館の利用の方につきましては、今年の12月と記憶いたしておりますけども、空手をやられている団体の方、剣道をやられている団体の方がおりますので、その団体の方各数名ずつ出ていただきまして、今おっしゃられるように当然2階ですから若干音が響いたりもいたします。その辺も実際に上で踏み込みというか、実際に近いような足、武道の場合フットワークというのかどうかちょっとよくわかりませんが、音を立てていただいて、下で確認をして、当然ある程度の音がするのは今も子供さんが卓球とかしてますので、それでも音しますので、会ができる程度の音やなあということその場で各団体さんと確認をいたしました。その上で、当然移っていただきますので、道具を入れるところが要ということで、イメージセンター2階の階段を上がってすぐ右側に、今卓球の道具なんかを置いとるところがございませうけども、そこにパーティションで区切ったような形で道具入れをつくらうということで、その2団体さんと協議をさせていただいて進めておりますので、当然今の武道専門の道場よりは若干の不便さも出るかもわかりませうけども、その辺はご理解をそのときにさせていただいたつもりでございませう。以上です。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 最初は、そういう形でできるのかなと思えます

けど、ある段階でいろんな利用団体のほうから施設の運営に関してちょっと疑問が出てきた場合、どういうふうな考えでえられるのか、その辺。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） もし、今の音の問題だけであれば、まだもう一つ今までは武道場のほうでやっておりましたけども、横に中学校の体育館そのままございますので、中学校の体育館は1週間全部予約が入っておる状態ではありません。ただ、例えば剣道したときに横でバレエをしておるといような状況になるかもわかりませんが、その辺を調整をしていただくようになってくると思います。

それから、これ今の段階で言えることかどうかわかりませんが、ある程度全て状況整ったところで、今後体育施設をどのように運営していくかということ、病院に関しての武道場とかそういうだけではなくて、例えば内海地区のほうであります内海体育館もBGについても30年近くたってますので、今後そういう体育施設をトータルでどうやって運営していくかということを根本的に話をしないといけないと思っておりますので、その辺も含めて今後相談をしたいと思っております。

ただ、今病院を建てるという大きな事業の過渡期でございますので、その辺は利用者の方に若干ご理解をいただいて、ご協力をいただけたらと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 委員会の質疑の中でも、そういうふうな運動施設の考え方をまた考えとる中で対応していく必要があるのではないかなというふうなことが言われておりました。その辺は、よろしく願いしたいと思っております。

それと、図書館の子ども文庫の部分に関して、池田地区の人に関してはいうたら大人の本などに関しては、イメージセンターで読むのではなくて借りるといような部分が主な形になってくるのかなと。それと、イメージセンターの今度本を置くところなんですが、今事務所になっている、前あったところが事務所になつとところの後ろ側というか、そういうなところでしたと思っておりますんで、その辺の事務とのつながりというか、その辺で静かな環境なりをとれるような体制がとれるのか。部屋をまた別に持っていくような考え方はあるのか、その辺。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 先ほども申しましたように、従来の形

ということで今の事務所を当然途中でパーティションで仕切って、こ  
こへ図書室というか閲覧室というか、そういうふうなことをする予定で  
ございます。今、広いところで事務してますんで、スペース的には若干の  
支障は出るかもわかりませんが、その辺は今ある職員と話をしながら  
パーティションで仕切った中で図書室をつくって、それから玄関入っ  
たとこのエントランスの部分なんかにも児童の本を置くような形で対応  
をさせていただこうと思っております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 図書館というのは、入院しとる人に対しても今  
内海病院で本の貸し出しというか、そういうふうな本が読めるような施  
設なりをやってますんで、病院を運営していく中で、病院の近いところ  
でそういうような施設なりの検討もしていく必要性は出てくるのかなと  
思います。その中で、地域の文化施設というか、図書館というか、その  
部分の対応をお願いしたいと思いますが、それも課長が答えるんですね。  
その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） それは、イマージュセンターの中で本  
が読めるような状況をつくるというご質問で。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） イマージュセンターの場合は、病院建設の部分  
からいうと道を隔ててというふうな形になります。安全な動線を考える  
と、この建物とか、ほかに隣接するところの部分でそういうような施設  
なりを考える必要も出てくるのかなと思いますが、その辺はどうですか。  
いうたら、患者の方に道を渡ってまでも本にというふうなことには、ち  
よっとなかなか難しい部分もあるし、その辺一番安全なところでのい  
うふうな形になってくると、隣接してくるところになってくるのかなあ  
と思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 濟いませぬ、病院のほうでもしそうい  
うスペースがとれるかどうかっていうのは、ちょっと今私の立場でわか  
りませぬけども、もしそういう場所があれば、今各公民館の中にも移動  
図書館というか、本をローテーションして持って行ってますんで、病院

の中でそういう場所が確保していただけるのであれば、そこへ定期的に新刊等を配付というか、ローテーションで持っていくことは可能やと思います。場所がとれるかどうかというのは、ちょっと私のレベルではわかりません。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） ただいま図書館の関連での、それと新病院との関連でのご質問ですが、新病院のほうは今現在ちょっと遅れておるんですが基本設計段階で、コミュニティー的な広場といいますか、玄関の横に配置するようにはしておりますので、今社会教育課長が申しましたような検索できるものとかは置ける可能性は十分あるかなと思います。ただ、今いただいたご質問は検討課題として検討したいとは思いますが、それと道路を渡る旨につきましては、新病院との兼ね合いもありますし、図書を利用する人はやはり病院の方がメインではなくて、不特定多数の多くの方が利用しますので、その辺の渡る交通安全も新病院とも関連しますので、十分考えた道路幅員をとったりとか、歩道をとったりとか、そういったことで渡る安全は図書の利用に限ったわけじゃなくて、患者さんの利用も考えられますので、十分に考えていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 跡地利用とかそういうような部分で、その辺考えていただけたらと思います。病院というのは、病気の方がおりますんで、外から菌を持って入ってきて、また別の感染になっても困りますんで、その辺は隔てる必要もあるんかなと思います。

続きまして、健康長寿の島の取り組みについて町長のお考えを聞きたいと思います。

町でもオリーブを使った健康推進の試みが今年度から本格的に始まりましたが、いま一つ住民サイドまで浸透していないように思います。始まったばかりかもしれませんが、町民各位に正しい認識を持ってもらうことが大切と考えます。

最近、発表があった長寿の都道府県ランキングで男女とも長野県が1位でありました。教育民生常任委員会でも以前研修で行きましたが、三十数年に及ぶ取り組みの成果であると思います。坂下町長時代、住民参加型の健康に関する取り組みを提案しましたが、行政の対応はそこまでする必要性を感じないのかそのままであったように感じます。そこで、住民参加型の健康づくりの取り組みについて、町長のお考えを伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） オリーブを使った健康推進の取り組みがいま一つ住民サイドに浸透していないのではというご指摘でした。そういう点が、あるいはあるのかもしれませんが、私自身の評価はオリーブでの健康長寿、オリーブ料理教室とか、各公民館とか小・中学校、高等学校等々で行かせていただきましたが、私が考えた以上に熱心に取り組んでいただいていると深く感謝をしております。

私は、町長就任以来いろんな施策を提案して、実践をしているつもりですが、最も重視しているのがこのオリーブを使った健康長寿の健康づくりであります。安井議員もご指摘されましたが、長野県が健康日本一というか、長寿日本一になるにも何年もかかっているんですね。長野県の取り組みを、私の理解では行政が主導でしたというよりか、民間の医師とか保健師さんたちが地域社会に入って、当時漬物中心の食生活であったのを改善していったという、長い長い取り組みの成果として、今長寿日本全国一位になっていると理解をしております。したがって、小豆島町の取り組みも本当の成果が出るにはこれから何年も期間を要するものであると思っておりますが、地道に未永く取り組んでいこうと思っております。とりわけ保健師さんとか、管理栄養士さんとか、現場のスタッフの役割が非常に大事なんで、そっちの人たちの意識も高揚し、粘り強く取り組んでいこうと思っております。住民参加型の健康づくりは私の最も大切な施策だと理解していただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 私の質問が、最初にオリーブというふうな形で言うたんがちょっと悪かったんかもわかりませんが、オリーブの分に関してはある程度町民の皆さんにも理解をされている部分があると思えます。長野県でやっている部分は、行政とお医者さんなりが一緒になって地域で50人規模の単位で、1人保健委員いうたらええんかどうかわかりませんが、そういうふうな人を選んで、その人をいうたら養成して、それが毎年ぐらい人がかわって、大方何年かして全員が認識するいうふうな状態で、もうすごく住民の近いところでの活動だったと思えます。

今回も施策の中の漫画の部分の2ページになりますが、この部分で高齢者に対するそういうような取り組みはやっていくというふうな形ではありますが、その部分で本来は病気というのは高齢者になったらもうなっとるいうんが現状やと思えます。もう若い世代でのそういうふうな病気に対する、健康に対する認識いうふうな部分が必要やと思えますんで、その辺の取り組みもしていく必要があるのではないかなと思えますが、その辺はどうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 全く異論はありません。そのとおりでやってるつもりです。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 予算の説明の中で、この2ページの分があったんですが、この部分は老人に対する施策というふうに、老人会に対する施策というふうな形で説明を受けたと思うんですが、それが地域全体の部分での活動に波及していくというふうな部分になっていくのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ちょっと専門的な話になりますけども、国の保健福祉対策というのが私自身も町長になって感じているのは、介護保険中心でここ数年来た嫌いがあると思います。介護保険の充実、介護サービスも確かに絶対大事なことなんですが、基本は病気にならない、介護状態にならないという保健活動ですね。地域の保健活動というのが、実は一番大事なですね。保健活動とか、介護予防活動とか、年齢を問わない食育活動、子供から高齢者までの。要するに、保健師や栄養士の人たちが地域の中に入って、一人一人の方に一人一人保健指導するという、そういう本来のあり方に戻すべきだと私自身は考えてまして、そういう観点から組織の見直しも健康づくり本部というのをしたり、健康づくり福祉課にしたり、介護保険と介護サービス中心でない、本来の健康づくりを中心とした行政のあり方に変えるということで、少し時間かかるとは思います但し取り組んでいるつもりですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 私も、町長の今の考え方には大賛成です。いうたら、若い者が健康を知らなくて、年寄りになって病気になっていくというよりは、若いうちから健康に対しての考え方をきちり持って対処していくほうが福祉の面からすると安上がりになってくると思いますんで、その辺よろしくお伺いしたいと思います。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、3点についてお尋ねをいたします。  
まず第1に、生活保護についてお尋ねをいたします。

安倍内閣が狙う生活保護費削減が、受給者の生活を直撃するだけでなく、就学援助や最低賃金など、国民の暮らしを支えるさまざまな制度に深刻な影響を与えることに批判が広がっています。安倍内閣は、できる限り影響が及ばないようにすると言い始めましたが、具体的な手だては地方自治体に丸投げする態度であり、実効性に何の保障もありません。こんなごまかしで、国民の最低生活ラインである生活保護費削減を強行することは許されません。安倍内閣の生活保護費削減方針の最大の柱は、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助費の基準を、ことし8月から3年かけて引き下げ、扶助費670億円を減額する計画です。現行の生活保護法制定の1950年以降、基準引き下げは2003年度、2004年度の2回だけ行われましたが、今回の削減幅は過去に例を見ない大幅なものです。減額対象も受給世帯の96%に上ります。最大10%減額される世帯、月2万円もカットされる夫婦、子供2人世帯も生まれます。生活保護受給者が、食費や衣服代、冷暖房費などを切り詰めて生活している中、こういった貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画は、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に反しています。その上、今回の改定が子供の多い世帯で削減幅が大きく、貧困の連鎖を広げることになります。また、影響は受給者だけにとどまりません。法基準は、収入が少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体のさまざまな制度の適用対象の目安として連動する仕組みになっているためです。影響する制度は、小・中学生への学用品代や給食費を支給する就学援助、個人住民税の非課税限度額の算定、保育料や医療介護の保険料の減免制度など、少なくとも40近くに及んでいます。最低賃金も生活保護基準を下回らないことが法律で明記されています。法基準引き下げによって、負担増になったり、今まで利用できた制度から締め出されたり、利用ができなくなったりする人が続発することは明らかです。このことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。基準額の切り下げによる町民への影響はどうなるのでしょうか。国に対して、生活扶助基準額の切り下げを初め、生活保護削減を行わないよう求めるべきではないですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 今回の国の生活保護制度の見直しでは、支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方を維持しつつ、不正・不

適正受給対策の強化、医療扶助の適正化、生活保護受給者の就労・自立の支援について、平成 25 年 8 月から段階的に見直す方針が示され、同時に税制改正や緩和措置を実施する方針も示されたものです。

質問の生活保護基準に連動する諸制度への影響ですけれども、今後の具体的な制度改正の内容を見ないと判断できませんので、具体的内容が明らかになる段階で検討したいと思います。また、現在国から生活保護基準の詳細が示されておりませんので、影響額についての試算は困難でございます。

いずれにいたしましても、生活保護制度は国の制度でありまして、町村はその事務を所管しておりません。国においては、多額の財政赤字を抱え、社会保障に関する負担が増大していく中で、詳細なデータを集め、専門家の意見を聞き、かつ国権の最高機関である国会の審議を経て生活扶助基準額の見直しを進めていると理解しておりまして、私として国に見直しを求める考えはございません。

詳細は、担当課長に説明させます。

議長（秋長正幸君） 住民課長。

住民課長（村口佐吉君） 生活保護制度につきましては、日本国憲法第 25 条に規定しております理念「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものであります。

生活保護事務の実施機関は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長となっており、小豆 2 町の場合その事務は香川県小豆総合事務所の生活福祉課が行っております。小豆島町の平成 25 年 2 月末現在の生活保護世帯、人数は 184 世帯、254 名となっております。

見直しによります詳細な生活扶助費の基準額がまだ示されておられませんが、ご指摘のとおり高齢者の減額幅は少なく、若年層の夫婦の減額幅が大きくなっております。厚生労働省の試算によりますモデルケースによりますと、小豆島町で一番多い 70 歳以上の単身高齢者世帯で月額約千円の減、次いで 60 歳代の単身世帯では月額で約千円の増、70 歳以上の夫婦の世帯で月額約 2 千円の減となっており、若年層の 40 歳代夫婦と子供小・中学生世帯では月額約 1 万 5 千円の減額となっております。

これによります小豆島町への受給者への影響でございますが、小豆島町では高齢者世帯と 40 代、50 代の単身世帯を合わせまして約 80% を占めておりまして、若年層世帯の減額は多いものの、高齢者及び単身世帯の増減幅は小幅であることから、小豆島町の生活保護費の増減は小さいものと見込まれます。

この生活保護基準の引き下げによりまして、地方税の非課税基準の改

定が行われ、今までは非課税世帯の方が課税世帯になることなどによりまして、就学援助、保育料、医療、介護保険料等の減額基準等につきましても連動されまして、影響があるのではないかとのご質問でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、国から生活保護基準の詳細が示されていない状況でありますことから、影響額についての試算は困難であります。

しかしながら、国においてもこの問題については把握をしております、実際に基準額が連動され、適用対象となります平成26年度に向けて税制改正や、緩和措置をとる等の改善措置を講じる方針でございますので、小豆島町といたしましても、今後国の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今の説明におきましても、やはり小豆島町内の保護世帯への影響があると、小幅な部分もあると言われましたけれども、全体に影響があるということです。それ以外の世帯、就学援助などの影響についてはわからないということだったんですけれども、当然それは影響は出てくるわけで、緩和措置とか国が言ってるということでしたけれども、安倍政権はほかの制度に影響しないようにする対処方針をまとめたと言われてますけれども、住民税非課税については2014年度以降の税制改正で対応ということで、結論の先延ばしです。就学援助については、市町村に要請するものの判断は自治体任せと、財政措置もっていないため実行不可能と言われてています。最低賃金については、対処方針すらありません。他制度への影響を改善できるかのように言って、生活保護本体の削減を強行するやり方は、本当に許せないと思います。国民生活の最低生活ラインの目安の大もとである保護基準を引き下げおきながら、連動する制度の水準を維持しようということは成り立たないことです。日本を貧困底なし社会にする保護基準引き下げそのものをやめるべきだと思います。社会保障大改悪にストップをかけて、国民の暮らしと権利を守る安全網の強化充実を図る政治への転換が必要だと思います。町長は、国の制度であるから見直しを求める考えはないと言われましたけれども、小豆島町の町民にとっても大きな影響があるわけで、ぜひそういう点でこの生活保護基準の引き下げについて反対をしていたきたいということを改めて申し上げます。

次に行きます。

洋式トイレの設置についての質問です。

先日、高齢で足の悪いお客さんが来られて、坂手港で洋式トイレがないために困ったという話を聞きました。公民館も閉まっていたため、古江のホテルでお茶を飲み、トイレを借りたということでした。

瀬戸内国際芸術祭の開会が近づき、島内外から多くの来場者が期待されています。中には、高齢の方や障害のある方もおられます。洋式トイレが必要だと思いたいますが、どうでしょうか。すぐに改築、建設が難しいのであれば、公民館やホテル、商店などでも使用できるようにできないものでしょうか。

例えば、神戸市などでは管理者の善意で、公共施設や民間施設内の既存のトイレを開放してもらい、一般市民や観光客が広く利用できるようにする市民トイレの制度があります。長野県上田市では、市民トイレ設置要綱に基づき、管理者に協力謝礼金を支払っているそうです。また、直島では一般家庭のトイレを観光客に使ってもらうトイレボランティアを行っています。町で洋式トイレの設置を計画することと同時に、そういった方法も検討実施してはどうかと思いたいますが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 洋式トイレの必要性についての質問ですが、当然のことながら洋式トイレだけでなく多目的トイレも必要だと考いております。

瀬戸内国際芸術祭の会場となる5地区では、トイレの数はある程度確保できているものの、洋式トイレや多目的トイレの数はやや少ない状況にあります。特に、坂手地区では、主に観光客の方が利用する施設には洋式トイレがありませんので、今後坂手港の港湾整備の中で検討をします。なお、瀬戸内国際芸術祭の期間中は、休館日にかかわらず坂手公民館の身障者用トイレが利用できるように対応いたします。

詳細は、担当課長が説明いたします。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） トイレにつきましては、公民館や役場等の公共施設の利用だけでなく、午前中の森議員のご質問に対する答弁にもございましたが、古江から池田港までの国道沿いにありますベイリゾートホテル小豆島、一徳庵、京宝亭、マルキン記念館、つくだに屋さん、井上誠耕園等の事業所には来館者以外の観光客がトイレを利用することのご了承もいただいております。トイレが利用できることがわかるような看板を設置する予定にしております。

一般家庭での取り組みにつきましても、三都地区でフラッグファミリーのお話がありましたが、お茶等の提供、観光案内やトイレの利用などにつきましてもご協力していただくことになっております。現在までに、33軒の方からの申し込みがありまして、このうち18軒につきましてもトイレの利用が可能になっております。

瀬戸内国際芸術祭では、各地区での案内マップを作成しておりますので、この中にトイレの位置や多目的トイレの表示もいたしております。また、別途観光案内所の職員用に、町内の公衆トイレ等の状況を調査した一覧表を作成しておりますので、これをもとに洋式トイレと多目的トイレの場所を明示したわかりやすいトイレマップを作成し、高齢者の方とか、そういう身障者の方に対して配布できるように対応したいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 坂手の場合、今後の港湾整備計画の中で考えていくということですが、これはいつごろになるのかということをお尋ねいたしたいと思います。

それと、三都地区でフラッグファミリーの取り組みがされているということで、こういう取り組みをほかの地区でも広げていくことは考えられないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 坂手港の港湾整備の直接の担当は建設課のほうになるかと思いますけれども、サイクリングターミナルの活用につきまして、以前委員会で報告したと思うんですけれども、この3月から11月までは瀬戸芸関係者の宿泊施設として利用しております。このサイクリングターミナルの利活用につきまして、7月以降検討委員会を組織して、その中でサイクリングターミナルの11月以降のあり方について検討したいと思います。この中で、一応建設課、港湾自体は県の管理になると思いますけれども、そういう関係者と協議しながら全体の計画を決めて、トイレの整備についても考えたいと思います。

フラッグファミリーの醬の郷地区につきましては、今後3月20日のオープンには間に合いませんけれども、春等の状況を確認しまして、一番人の多い夏会期に向けて醬の郷地区の担当者と地元自治会と協議を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今、醬の郷のことを言われたんですけど、醬の郷の地区に限らず、全体的にそういう取り組み、特に坂手ではんごんごクラブとか、地元の取り組みがされていますので、三都地区のフラッグファミリーの取り組みのようなことが相談して実施できるんじゃないかなという気はするんですけども、いかがですか。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 三都地区で、一番早くから地元のほうから申し出があって進んでいた背景には、三都地区が作品会場が7自治会ありまして、それはやっぱりバスとか自転車、歩く、そういう形で周遊しますので、こういうフラッグファミリーの取り組みが一番先に進んだものと考えております。その次が、醬の郷地区も散策して歩いていくので、ある程度必要になってこようかと思えます。その他の地区、坂手とか福田、中山いうんは、多少町と状況が違うと思えますので、それは瀬戸芸推進室の他区地区担当と今後協議を進めてまいりたいと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） はい、わかりました。

次の質問に行きます。

町職員の賃金と仕事についてということでお尋ねをいたします。

政府は、地方公務員の賃金を7月からさらに7.8%引き下げること地方自治体に求め、2013年度予算案の地方交付税を減額しました。昨年、民主党政権が実施した国家公務員賃金の引き下げに準じたものです。民間の賃金も1997年をピークに、年間59万円下がっており、働く者の所得は落ち込むばかりです。安倍首相は、所信表明演説で国民の所得が失われていることを経済危機の要因に上げ、突破に邁進すると言いました。それなら、自治体に公務員の賃下げを強制し、政府が主導して国民の所得を奪おうとするやり方は改めるべきです。

公務員は、ことし1月から退職金の大幅削減が開始され、地方では駆け込み退職による混乱が起きている。そのさなかの政府の予算措置に、全国知事会など地方六団体は極めて遺憾であるという共同声明を発表しました。地域経済の再生なくして日本経済の再生なしという国と地方の共通認識に反するということです。政府のやり方が乱暴で、ルールに反していることも問題にしなければなりません。地方公務員の賃金は、自治体が独自に自主的に条例をつくって決定するのが地方公務員法で定められた原則です。職員団体との交渉にも応じなければなりません。国が、一方的に下げ幅を決め、実施を強制する前提で地方交付税を減額するのは、この原則を踏みにじる行為です。地方公務員の賃金引き下げは、公務労働者の働く誇りを奪い、生活悪化をもたらすとともに、公務員と民間労働者の賃金は引き下げの悪循環に陥り、その深刻な影響は内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませることになります。

民間では、ベースアップはだめ、定期昇給は凍結という代替による賃

金抑制と派遣労働など低賃金、身分不安定な非正規雇用の増大で減り続けています。公務員も賃下げだけでなく、住民サービスの分野を中心に低賃金の非正規雇用化が進み、慢性ワーキングプアという深刻な状況を生み出しています。民間と公務の賃下げの連鎖による所得の減少を絶つことはデフレ不況からの脱出のためにも重要です。そのことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げに反対し、引き下げはすべきではないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、ここ数年、定年退職者と定年を待たずに退職する職員も多く、正規職員数がかなり減っていますが、補充を含めて実態はどうなっているのでしょうか。町長の所信で示された、小豆島を元気にするための多くの課題を今の職員数で実現していくことができるかと考えておられるのでしょうか。特に、ことしは瀬戸内国際芸術祭にも多くの人と時間と費用がさかれている中で、町民の願いに応える日常業務に支障を来すことなく、またサービス残業など職員に過重な負担がかかることなく、町長の言われた夢のようなまちづくりを実現するために必要な人員の確保をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 職員給与の取り扱いに関するご質問にお答えします。

地方公務員法第24条第3項には、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないと規定されております。したがって、今回の国家公務員の給与削減措置につきましても、一定の検討は必要であると考えていますが、地域経済の状況、県下市町の動向を踏まえ、総合的に判断したいと考えております。

次に、総職員数については、合併後は新規採用者数を退職者の2分の1程度とする方針でしたけれども、議員ご指摘のとおり小豆島町はさまざまな新規施策に積極的に取り組んでおります。小豆島を元気にするためには、時宜を逸することなく大胆に取り組まなければなりません。平成24年度からの積極型予算と同様に、従来のスキームにこだわることなく、行政資源たる職員についても必要な人員は確保する考えとしております。

詳細は、担当課長が説明いたします。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） ただいま町長から説明されたような職員給

与の取り扱いなんでもございませうけども、職員数について若干説明をさせていただきますと思います。

ご承知のとおり、平成 18 年に旧の池田町、小豆島町が合併した際に、市町村合併の最大の効果である効率化ということで、職員数の削減に取り組んでまいりました。当初、退職する職員の 2 分の 1 を採用していくという方針でずっと参ってきたわけなんですけれども、当初の職員数の目標であります 162、これを下回る 152 まで職員数が減少をいたしてしまいました。それで、町といたしましては 2 分の 1 採用というのをやめまして、少なくとも退職した職員数を維持する、それプラスもう少し各年齢層を均等になるようなことも考えながら職員数を若干増やしていくというふうなことを考えてやってまいっております。

それで、平成 22 年で一般行政職、教育部門も含みますけども 152 人、平成 23 年で 153 人、平成 24 年では、これはちょっと今まで教育職、幼稚園、保育所、保母さんなんかを臨職に充てていたものを正規の職員に、もちろん試験をしてですけれども、正規の職員に変えていくということで、そのあたりだろうと、公営企業会計から移ってきたということもありまして 161 まで回復はいたしております。ただ、これは専門職が増えたということで、一般行政職は決して増えてないわけですし、今後はもう少し採用の幅を広げて、ちょっと増やしていけたらいいと、今現在の職務に対応していくためには、もう少し必要かなというふうに考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 職員の賃金の問題ですけれども、地域の経済にとっても物すごい大きな影響があるものだと思うんですけれども、元気な小豆島をつくっていく、地域経済の再生、活性化のためにも地方公務員の賃金引き下げっていうのは、それに反する、地域経済を疲弊させて再生を困難にしていくものだと考えるんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） それは、そのとおりだと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） であれば、やはり賃金引き下げっていうのはするべきではないと思いますので、特に今言われている国からの地方交付税の引き下げ、賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げと

か、そういうことについては本当に国に対してやっぱり地方として言うべきではないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） したがいまして、地域経済の状況を県下市町の動向を踏まえ、総合的に判断したいと考えております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今、総務部長のほうから一般職の人員をやっぱりもう少し増やさないといけないと言われたんですけど、今161名を今後はどこまでどういうふうにする目標などはあるのでしょうか。

先ほど、お尋ねしたことなんですけど、今本当にさまざまな業務が多く増えてきていると思うんですけども、そういう点で実態としては職員に過重な負担がかかっている状態であるのかどうなのか、その辺もちょっとお尋ねしたいです。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 鍋谷議員さんの再質問にお答えをいたします。

今、どこまで一般行政職のほう回復、数を増やしていくかということですけども、確かに今現在課、職、日によりましては非常に残業とか、そういうような部分が多い職場もございます。それだけ、行政ニーズが今現在多くということで、そういうところもございますので、そういうところがそれほど過重にならないような人員を今から増やしていこうとすると、七、八人程度はやはり増やしていかないと無理なのかなという気はいたしております。ただ、採用するにいたしましても、将来的な町の財政負担、そういうことも考慮しながらということになってまいりますので、十分に検討してまいりたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今、平成24年で161人とおっしゃいましたけど、新年度はもう少し増えるのでしょうか。その辺、どうなっている状況でしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） ちょっと、新年度なんですけれども、当初予定しておいた採用者数はとっておるんですけども、反対に途中で結婚のために退職とかいうことが出てまいりました。それもありまして、25年4月現在では多分今年度と同じ程度の職員数ということになってまいっております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 住民の福祉を守って、本当に大変な仕事をされる町の職員の皆さんの生活とやっぱり健康、それからそこを守っていくためにも賃金の問題、それから職員の数の問題は大きな問題だと思いますので、ぜひその点をよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 2番谷康男議員。

2番（谷 康男君） 私のほうから2点質問させていただきます。

まず、最初の質問なんですけども、ことしの瀬戸内国際芸術祭2013のテーマが海の復権、瀬戸内海の復権で、町長の施政方針の中にも海の復権、小豆島の復権という言葉が多く使われております。

そこで、1934年、昭和9年3月16日瀬戸内海国立公園が雲仙国立公園、霧島国立公園と並んで日本で最初の国立公園として指定されてから、来年2014年でちょうど80年となります。町として、来年に向けての何らかの、80周年に向けての考えはあるのか、質問します。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 谷議員のご質問にお答えします。

ことしは、瀬戸内国際芸術祭の年なんですけれども、来年瀬戸内海国立公園指定の80周年という記念すべき年になっております。ことしから来年に向けて、芸術祭で盛り上がったムードを来年どう発展させるかという、とても大事な課題だと思っております。

私は、実は環境省で国立公園の仕事をしてきたんですけれども、来年の80周年に当たって環境省としてどうするんだということを昔の同僚というか、スタッフであった者が局長とか担当課長をしますので尋ねまして、ぜひ国で80周年の何らかの取り組みをしてほしい。それから、国として80周年で取り組みを行うのであれば、香川県、とりわけ小豆島で

何かをしてほしいということは申し入れをしてあります。それに対する環境省の答弁は、現時点では国として特段のことは予定していないと。むしろ地方自治体サイドから提案をしていただければ、それに環境省としてどう乗っていくかというふうな流れであるとの答えでございました。その後、香川県に対してもこの件については話をしてありまして、先般政策部長が尋ねてきまして、香川県としても近く庁内の横断的プロジェクトチームをつくって、香川県として来年の瀬戸内海国立公園 80 周年にどう取り組むかということの検討を始めるということでもございました。それは、大変いいことだと政策部長には申し上げてますけれども、まずは早く 80 周年に国として取り組みをしてほしいということと、瀬戸内海全域で取り組みをするんだと。そのリーダーシップを香川県がとるんだということ、いち早く鮮明に国に環境省に行って伝えてほしいということ、これを政策部長にはお話をしております。瀬戸内海全体にかかわる話なんで、ひとつ小豆島でどうこうという話よりもっと大きな話だと思いますけれども、まずは全体の雰囲気をつくり上げた上で、その中でも小豆島は寒霞渓という国立公園 80 年の歴史の中では、非常に重要なところがあるところですので、寒霞渓を中心にして何らかのシンポジウムであるとか、寒霞渓の価値をもう一度世間に発信できる、社会に発信できるような取り組みを、ぜひ小豆島町としてやりたいと思っております。やることが不可欠であると思っております。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2 番（谷 康男君） 町長のお話よくわかりました。

県として、国としても考えていただくということなんですけども、やはり今回の瀬戸内芸術祭が、いわゆる瀬戸内海、とりわけ小豆島の認識を新たにする外の方から見て、場面であって、それを深く掘り下げるといいますか、なぜ瀬戸内海なのか、なぜ海なのか、小豆島なのか、そこらあたりの掘り下げた部分、この瀬戸芸をきっかけにして翌年の 80 周年だから国立公園の第 1 号なのだというような形で、深く掘り下げた形で切れ目なくそういったものを発信していただきたいと思うのと、当然これ国立公園、今国立公園法はないんですけども、環境省の管轄ですが、特にお願いしたいのがやはり国というところで国交省のほうにも、いわゆる航路とか海の復権といえますか、海にもう少し目を向けて、この間香川県の観光協会の会長も四国新聞で 80 周年のことを触れてましたけども、ちょっと海岸部だけではなく内陸部にもとかいような言い方をしましたけども、香川県のどこに内陸部があるんかよくわからないんですけども、やはり瀬戸大橋でつながったということで、香川県が何か本土とつながっている、我々は本土で島は島だというような勘違いをされているようなところもあると思いますので、そこらやはり県がそういう

感覚でいてるのであれば、やはり島である小豆島がイニシアチブをとって、来年に向けていろいろと国に対しても県に対してもイニシアチブをとって、要望していただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 谷議員とは、全く思いを共通にしてるんですけども、国立公園という制度を言われたように、環境省が所管する自然公園法の中の制度ですけども、瀬戸内海の魅力とか、瀬戸内海の復権とかいう観点に立ったとき、自然公園法、国立公園法の枠を超えた話です。言われたような官公庁、国土交通省の官公庁の視点とか、あるいは海事局とか港湾局とか、海の復権を担当する港務局、いろんな関係省庁が一体となって国の取り組みを、80周年を祝う取り組みをすべき啓発とかイベントとかをすべきだと思ってますので、香川県にハッパをかけて、私もいらいらしてまして、香川県が重い腰を上げてもらわないと、ほかの県が全部、例えば広島県の小さなイカ、猛烈な勢いで海の魅力を発信しようとしているので、もうそれに負けないようにぜひ香川県に頑張ってくださいと思って、私自身も全力で頑張るつもりです。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） ぜひ、香川県のほうにハッパをかけていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問ですが、皆さんもお気づきだと思いますし、僕だけがわからないのかわからんですけども、国道、県道の一部といいますか、標識などの施設に海拔5メートルという表示があります。私がかかわらないのかどうかかわらないんですけども、これは一体何を意味して、何をやるものなのか、ちょっとそこら質問させていただきます。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 私も、谷議員と同じで、過日道路の電柱に海拔5メートルの表示がしてありまして、担当課長にこれはどういう意味かということと同じように聞きました。

非常に抽象的ですけども、このような答弁をするようになっていますが、海拔表示ですけども国土交通省四国整備局と四国4県が共同で取り組んでいるもので、おおむね海拔5メートル以下の県管理道に設置され、道路利用者、沿道住民の防災意識の高揚、地震、津波発生時の避難行動に資する情報提供を目的としているということであります。

詳細は、担当課長から説明いたします。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） ご質問の海拔表示について説明をさせていただきます。

先ほど、町長が申しましたとおり、海拔表示は海拔5メートル以下の国道、県道の標識柱とか照明柱に設置されております。その間隔は、大体1キロメートルぐらいで、設置の向きは車両の進行方向、こちらに正面側を基本といたしております。表示は、海拔、東京湾の標準海拔、この海拔からのどれぐらいの高さにあるか、というか5メートルの高さですね。5メートルの高さを表示をいたしております。メートルの目盛と称します直径10センチメートルの円形の表示、これで1メートルから4メートルを黄色、それから6メートルから9メートルをオレンジ色、11メートル以上を青色といたしまして、それぞれ1メートル間隔で表示をいたしております。こちらのほうは、運転者が確認するために表示をしておるものでございます。また、沿道住民、それから歩行者に対しましては、幅3センチメートルのルーラーと称する表示によりまして、海拔情報を表示する仕様とされております。

町といたしましては、この表示によりまして、平常時にあっては道路及び周辺の海拔の情報を提供して、災害発生時にあっては避難の目安にしていきたい。それから、被災後にあっては被災状況の迅速な把握に活用されることを期待しております。

昨年、発表された南海トラフを震源とする地震発生時の津波高推計によりますと、小豆島では4メートルに達するということが公表されております。しかし、この海拔階層を表示した地図のほか、生活空間における海拔を認識できる情報が提供されていないのも確かでございます。本町が、独自で行う海拔表示につきましては、これはユニバーサルデザインも視野に入れながら、四国整備局の規格に準拠した海拔表示帯をするということで、昨年来防災会議、それから自治連絡協議会等において説明をいたしております。主に、公共施設とか住民が多く集まる商業施設、大手スーパーですとかガソリンスタンド、そういうところに設置をしてみたいと考えております。また、これは来年度25年度以降も設置要望があるところにはまた設置を検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） 国がつくったんだろうとは思ってましたですけども、もう非常に不親切というか、やっぱりちょっと気分が悪いね、あ

れ。高松にもたしかありました、5メートルの。そういう目で見るとありました。

じゃあ、ここが5メートルでどっち向いて行けや、小豆島で我々住んでるとこはわかりますよ。ここ5メートルやから、あっち行ったらもっと高いところがある。高松の市内であれ見てもわかりません。それと同じことで、今から町独自のもので設置していくのであれば、もっとわかりやすいというか、親切なもので、何かどうも今のお話ですと規格に準拠してという、やっぱりこれ国交省に規格があるわけなんですね。だから、それがどういう縛りがあって、どういう看板でないといかんとというのがわからんですけども、そこらはやり住民が理解できてなるほどというものを考えてもらわんと、ただ規格でこれで設置してますというだけでは、やはり特に観光地でもありますから、地元の間だけがわかってはだめだと思えますし、何年か前に和歌山の田辺かどこかへ研修に行ったときに、非常に親切な、ここが何メートルの海拔で避難先何々はあちらという形で、きっちり要所要所に必ず入ってて、それでも逃げ切れない場合はそういった避難場所を設置しているというようなところもありましたんで、そこらやはり。突然、ああいうふうにはぼんと出されて、後から説明聞いても何やそれやったらもうちょっとこうならんのかいうのが出てくると思えますんで、予算委員会的时候に村上議員さんもありましたけど、やはり性格上もう少し住民がわかりやすく、ああなるほどというようなものにしていただきたいと思えます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 谷議員さんのおっしゃることはごもっともかと思えます。確かに、海拔の表示だけ、確かに海拔表示でその人、住民の方にそのあたりの高さ、これも知ってもらうのは一つあるんですけども、確かにそれだけでは不親切ではあるかと思えます。特に、観光地ということも意識をした中に当たっては、もう少しいろんな工夫をして、表示を考えていきたいと思えますので、今後それらも含めてやっていきたいと思えます。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） 以上で質問は終わりますが、先ほどの海拔表示ですけども、やられる前にはやはり先に自治会あたりとよく相談していただいて、どういう表示が好ましいかという要望をとった上でやっていただくのいいかと思えます。答弁の必要はないですから。これで質問を終わります。

議長(秋長正幸君) 暫時休憩します。再開は2時20分といたします。

休憩 午後2時10分  
再開 午後2時20分

議長(秋長正幸君) 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。  
大川議員にお願いでございますが、時間の途中で46分になりましたら暫時休憩とらせていただきまして、黙禱をささげたいと思いますので、ご了承のほど質問に入っていただきたいと思います。

議長(秋長正幸君) 3番大川新也議員。

3番(大川新也君) 私のほうから3点ほど質問したいと思います。

まず1点目は、内海病院の経営悪化の改善策ということで、施政方針でもありましたが内海病院の経営悪化の原因として、平成20年度から医師不足により医業収益が減少。さらに、医師確保のため平成21年度、22年度に医師の給与を大幅にアップしたが、それに見合うだけの収益が確保できなかったためとあるが、病院の経営悪化はそれだけではないと思います。看護師不足であり、また看護師不足による夜間対応等の問題もあると思いますが、まずは人件費率の増加について医業収益が減少しているのであれば、人件費を削減すればいいと思います。民間の企業であれば、当然のように考えられると思いますが、そのあたりを確認したいと思います。平成21、22年度の大幅アップとは、金額的にどれぐらいのアップをしたのか示していただけたらと思います。

もう一点、全体の給与費明細書は予算書にも掲載されておりますが、実際にどれぐらいの金額的に月に、年収ですか、そのあたりも開示ができるようであれば開示していただかなければ、先生は給料は高い高いと言うだけで、住民の方も当然金額的にはわかりません。町長とか、議員とかいうふうな給料はきちりと出ておりますが、病院の院長が、副院長がどれだけの金額、年間に出しているのかというのは、実際にわからない数字。我々も知りませんし、そのあたりを開示できるのであればしていただきたいなと思います。

もう一点、経営改革のチーム設置をしたとありますが、果たして新しい新病院が開院するまでに、でも3年間で内海病院まだやっていかないかん。その間で、改革できるものか。もう少し早くから、当然取り組むべきであったのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、ジェネリックの医薬品の推奨を訴えるだけでなく、実際に昨年私が質問しました後、内海病院もジェネリックはこういうような薬品で

すよというふうな説明は確かに壁に結構張られておりますが、実際国保財政の窮状、今国保財政ピンチであるというようなことは一切そのポスターには書かれておりません。ですから、住民はジェネリックの薬はこんなジェネリックかというふうなだけであって、国保財政が今どうかというのには余り関心がないように思います。もっともっと、実際に国保財政が赤字であるということを住民に自覚してもらおうというふうなことも、もっともっと取り組んでいってほしいなと思います。そんなことについてもどのように考えておいででしょう。以上。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 内海病院の経営悪化等のご質問であったと思いますが、内海病院については開院当初から赤字構造の病院であったと私は認識をしております。公的病院でありますから、不採算医療ということもしております。また、過疎地の病院でもありますので、一定の赤字が出ることはやむを得ないものだと思いますけれども、ここ数年の内海病院の赤字というのは、その限度を超えていると私は考えております。

最大の赤字幅の拡大の要因は、医師確保が難しくなって、確保する医師のために給与水準が上がって、医師は確保したけれども支出増に見合う収入増がなかったということも、また事実であることは間違いのないと思います。しかし、私が見ておりますに、議員が言われるようにそれだけではないですね。1つは、長野県の例を安井議員が質問されましたけれども、長野県の病院のように地域に向けて患者さんの信頼を得るという努力が内海病院には私は欠けていると思います。患者さんが、この病院には信頼できる医師がいて、この病院に行けば心配ないというような信頼関係が必ずしも十分じゃないと私は認識して、それが1点。

2点目は、医師とか看護師が強力なチームをつくって、困難な医療に立ち向かうという気概が十分じゃない、これは私の2点目の認識です。

それから3点目は、診療報酬というのは2年ごとに変わってますよね。ですから、診療報酬が変わるたびに医療内容、やはり一定の経営を確保するということは不可欠なことですが、診療報酬体系の変更に伴う医療のあり方とか、民間病院であれば毎朝朝礼をして、院長と管理部長がきょうの先生の目標は何か、明確に診療報酬との関係で経営の安定を確保するための勉強会を日々しておりますね。そして、その先生方や科目ごとの競争意識を、いいことか悪いことか、当然批判はあるんですけども、経営を安定するための努力を当然のようにしてありますが、内海病院は最近は少ししていると聞いてますけども、そういう努力も足りていない。内海病院に、私は構造的な問題があると認識しております。

それから、どのぐらい給料アップさせたという率の問題は後で担当の事務局長がご説明をいたします。

したがいまして、新しい病院ができるまで3年ぐらいあるわけですが、その間内海病院は生き残らなければならない、医療をきちんと引き続き提供してもらわなければいけませんし、そこにいる病院長以下はきちんとした医療を提供する義務が私たちにあると私は思っておりますので、経営改革チームをつくって経営の見直しをしますが、これは新病院開院までに間に合うのか間に合わないのかという問題じゃなくて、ちゃんとやってもらわなければ困るという問題だと認識をしております。

それから、早くから取り組むべきでなかったかと、全くそのとおりだと思います。新病院に、スムーズに移行できるよう、新病院が島民の信頼を得るためにも、内海病院がいち早く体質改善をすることが不可欠であると強く認識をしているところでございます。

ジェネリックの問題も、大川議員が指摘していただいてようやく動き出したということでありまして、国保財政の窮状も深刻な状況であります。前回の町の広報には、それなりに書いたつもりですけれども、ネガの観点というよりかポジの観点で、ジェネリック医薬品を使うことでこれだけ医療費を節約できれば、いろんな教育とか福祉とかの活動に使えますよという形で説明をしたつもりですが、真正面から国保会計財政の赤字についても町民の理解を得ることは必要だと思っております。

後は担当課長が説明いたします。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君）

ご質問の給与の改善額につきましては、改善前に比べまして医師14名に対して総額で約5,280万円、1人平均にしますと約377万円となっております。このほか、非常勤の医師の報酬についても増額を行っております。

また、個々の給与の額を開示できないかのご質問でございますが、経験年数に基づきましたモデルケースによりまして例示したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 本町に限らず、全国の市町村が運営します国民健康保険会計、これにつきましては、医療の高度化、被保険者の減少や高齢化等により、医療費に対する給付であります保険給付費の増加傾向に拍車がかかっており、また失業者、低所得者層の増加等、大変厳しい財政の中、財政調整基金を取り崩し、充当しながら運営をしているのが現状です。

このような状況のもと、医療費抑制対策としましてジェネリック医薬

品の利用の推進は無論のこと、レセプト点検等による適正な保険給付をチェックするための取り組みを進めつつ、平成 25 年度におきましては医療費適正化のための調査分析を専門の業者に委託するなど、対策に本腰を入れていこうと考えています。

国民健康保険におきましては、医療費への公費負担である保険給付費の財源は約 50% が国と県の交付金や負担金、残り約 50% が保険税を中心に構成されるのが適正でありますことから、国民皆保険のもと市町村が保険者として健全な財政運営を行いつつも、その原理は被保険者の応能応益によって経費を負担する互助共済的な制度であると言われておりますように、適正かつ公平な保険税負担により健全な事業運営を図っていかねばなりません。

このように、国民健康保険制度そのものは、国の社会保障制度の中で責任持って運営されていくことは当然のことではありますが、被保険者である住民の皆さんが互いに支え合うという相互扶助の精神も重要であると考えます。加入される皆さん一人一人が考え、支える保険制度であるという認識を広めるためにも、広報紙等を活用しつつ、住民の皆さんへの周知を行いますとともにご協力をお願いし、国保財政の健全化、医療費適正化対策に取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3 番（大川新也君） 余り具体的な数字は出てこなんだけど、まず個々の給与は、これは広報か何かで開示するというのでいいんですか。ここでは発表せずに、広報か何かで発表するというふうにとったらいいかどうか。

もう一点、ジェネリックですけど、私質問以降ことしにかけまして、各自治会の総会とかそういうふうなところで町長のブログのあの部分を丸々引用させていただきまして、各皆さんにお配りしております。あれすごいわかりやすいんです。町からお金が幾ら出てます。それ丸々引用させていただいております。神懸通に限らず、草壁の地区の方には大体ある程度窮状を説明したんですけど、なかなかぴんとこないんですね。

それと、先月号でしたか、広報のチラシの中にカード何かしてましたよね、ジェネリックについてという希望カードですか。あれ、前回質問のときにも言いましたけど、内海病院の受け付けの体制が診察券を自動的になってますので、あれはどこで出すものかというふうなまでの説明が要ると思うんですよ。診察券、機械で自動化になって受け付けできますから、診察券と一緒に機械に入れるというふうな、入れなければいけないのか、入らんとしますけど、そのあたりでやはり細かい説明がチラシを入れるだけでなしに、カードを入れるだけじゃなしに、やっぱり

ある程度の説明が要るんじゃないかなと思いますので、もう少し工夫した周知をお願いできたらと思います。

個々のモデル何とかというのは、いつ表示するのかとカードの関係と。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 給与の額をいつ開示するのかという再質問でございますが、現在病院の経営健全化計画を5月末をめどに策定するというところで取り組んでおりますが、当然経営健全化計画が完成しますと、それにつきましてもご説明をするような機会があると考えております。その中で、給与の額についてもモデルケースを示してご説明できたらと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 受診券が自動ということで、いつ出せばよいのかということでございますが、先生の診察を受けて、処方箋、そのあたりも十分でございますけども、その辺がわかるように広報等で表現をしてお知らせをしたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 5月以降ということが何かぴんとかないんで、よっぽどようけもらいよんかなと、給料的に。なかなか公表できないぐらいの金額かなと思います。

それと、ジェネリックの件ですけど、確かに薬のファクスでの調剤薬局へのお薬はジェネリックでお願いしますというシールを張ってファクス流すように、すごい変わったと思います。次々と、そういうような方向で、ぜひ変えていっていただけたらと思います。

黙祷の時間がありますので、次行きます。

続きまして、2つ目いきます。

最初の町長の施政方針の中では、瀬戸芸があり、海の復権、小豆島の復権に大きな意義があるというふうなことで瀬戸芸というふうな話になっておりますが、確かにそのとおりだと思いますが、忘れてはいけないのが私は寒霞渓の復権、保全ではないでしょうか。今の小豆島が、日本でもある程度知名度を得たのは、すばらしい自然に恵まれた寒霞渓であると思います。しかし、現状はどうでしょうか。忘れたままで、そのまま景色がいいなというだけのことで済まされているような感じがします。すばらしい自然も放置しておくだけではなく、人の手を加えながら守っていくのも大事であるとは私は考えております。

寒霞溪に関連してですけど、寒霞溪の登山口、寒霞溪通り、私も質問しましたが旧高橋旅館の焼け跡を放置とか、草壁港にトイレがないとか、それもこれ寒霞溪を放置しているままの状態、寒霞溪登山口当然あるんですから、そのあたりももう少し考えていってほしいなと思っております。

先日、地元財産区より星ヶ城園地の看板が倒壊、また破損していると、どこが修理したらいいのかというふうなお話をいただきました。すぐに、商工観光課へお願いしたところ、即回答をいただきまして修理しますというふうなお答えをいただきました。寒霞溪には、国立公園であり、県また町、寒霞溪保勝会、寒霞溪ロープウエー、地元財産区、地元自治会等多くがかかわっていると思います。それぞれの役割が、もう一度ここで再確認をしていかないと、誰がどこを何をするのかというのが、今一切わかっておりません。地元の財産区の議長でも、財産区は何をしたらいいのかというふうな話も出てきておりますので、いま一度どのような役割を今なっているのかというのを再認識、再確認のために町のお考えを聞きたいと思っております。

また、地元で一九六四会というボランティアの会があります。一九六四ですから1964年に設立した会、地元の有志によるボランティア活動で、今寒霞溪にもみじを一本でも多く植えようということで、何年も前からこれ続けておりますが、そのやろうとしたときの当初、国立公園であるから勝手にもみじを植えてもろては困るというふうなことで、かなりこの手続きに苦労したというふうな昔の会長さんのお話もありましたので、実際に寒霞溪にもみじを植えるときに、そういうような難しい決まりがあるのかどうか、そのあたりもやはり地元が一生懸命そういうようなやろうとしても壁ができるんですね。そんなことで、どういうような壁があるのか私もわかりませんが、町としても先人が残してくれた大きな財産である寒霞溪、復権また保全にもっともっと積極的に頑張ってもらいたいと思っております。

もう一例申しますと、寒霞溪には表十二景、裏八景というふうなすばらしい景色があります。実際に、歩いてみましても岩が見えない、木が生い茂って岩が隠れて見えない。看板だけであって、それはどういうふうな意味を示している岩なのかというのも一切看板ございません。その看板は寒霞溪保勝会がするのか、寒霞溪ロープウエーがするのか、そのあたりもはっきりとして、ともにみんなで力を合わせて寒霞溪を守っていくというふうなのが必要ではないかと思っております。紅雲亭の駅も少し殺風景で、寒霞溪ロープウエーの乗り場は上のほうにありますけど、あそここの駐車場は広くなりまして、何か殺風景のような、もう少し観光地寒霞溪を大々的にPRできるような、ああこれが寒霞溪かと、何もわかりませんね、あそこへ行っても。ちょっと地図はありますけど。そのあたりで、町としての考え方を寒霞溪の復権ということをお願いしたいと思

います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 寒霞溪の再生、復権についてのご質問であったと思います。

来年が、瀬戸内海国立公園 80 周年ということですが、小豆島、瀬戸内海が国立公園になったのも寒霞溪があったからでありまして、そういう意味では寒霞溪は小豆島のみならず瀬戸内海の中心的な存在であると思いますが、私もふるさとに帰って感じるのは寒霞溪のことが忘れられているのではないか、その意義が必ずしも十分認識されていないということです。

質問があったように、草壁財産区とか寒霞溪保勝会とかいろんなところ、あるいはいろんな地元のクラブの人がいろいろやってくれてますけども、肝心かなめの行政ですね。役場が、一体どこがどこまでの覚悟でやるかというのが、まことに申しわけないことに取り組みが不十分だろうと思っております。来年が 80 周年ですので、来年度から 80 周年に向けて専門家の意見も聞いて、地元の人にも入ってもらって、寒霞溪保全再生プランというか、もう一度原点に立ち返って寒霞溪のどこがすばらしくて、どこを守るべきで、どこに問題があるかということをやんとし、役割分担とか、とにかく小豆島にとって最高の景勝地であって、最高の観光資源、最高の自然資源である寒霞溪の保全、再生に向けて、全力で取り組んでいこうと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3 番（大川新也君） わかりました。

ちょっと、私先ほど言いましたけど、これ先日、昨日もそうなんですけど草壁本町の地元の方から私が昨年質問した草壁港のトイレの関連で、仮設トイレはいつできるんやというふうな 3 人ほど電話かかってきたんです。私は、昨年 11 月ごろに、12 月入ってですか、建設課のほうに仮設トイレ、瀬戸芸にトイレが間に合わないんであれば草壁港に仮設トイレというふうな話でしたんですが、一向にトイレがつかない、仮設のトイレがつかないと。もう瀬戸芸は始まりますねというふうな話になったんですけど、これも寒霞溪にひっくるめて、ちょっと答弁お願いできたらと思います。予定がないんであればない、そのあたり地元の方にお話しせないかので、この場をかりて。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 大川議員のほうからのお話で、私も地元の総代、副総代さんのほうに、このトイレ問題について再確認をさせていただいております。その中で、総代、副総代のほうから意見としては、瀬戸芸用の仮設トイレならば、現状において必要がないと思うというのが総代、副総代の個人的見解でございました。総代、副総代からの最終的な回答が、それでございます。ほいで、なおかつ仮設トイレについての管理についても、今現状において受け切れない状態であるという回答を今現在いただいております。その辺のを踏まえて、大川議員の意見を踏まえまして、今草壁本町の総代が地域の意見をまとめるための意見集約を再度やっておるような状態でございます。ですから、今のところ仮設トイレの設置というのは、現時点においては白紙の状態でございます。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 45 分  
再開 午後 2 時 47 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。  
大川議員。

3 番（大川新也君） わかりました。全然、そういうような話は私のところに届いてなかったんで、きょう朝も電話かかってきたんでね、総代さんから。ちょっと待ってください、きょうまた確認しますということなんで、もう一度確認させてもらいます。

それでは、次行きたいと思います。

今、新聞紙上で体罰等の問題出ております。先日、四国新聞で文科省の通知を踏まえて、県と県教委が実施した体罰の実態調査、中間報告で県内で 17 校、体罰が 37 件とありました。町内での現状は。また、私は体罰体罰と言いますが、体罰か指導かの考え方が、とり方がかなりギャップがあるといえますか、差があると思うんで、そのあたり教育委員会としての考え方をお聞きしたいなと思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 大川議員のご質問にお答えします。

まず最初に、文部科学省の体罰の定義で申し上げますと、教員等が児童・生徒の指導に当たり、身体に対する侵害を内容とする懲戒として殴る、蹴るなどを行った肉体的苦痛を与えるような懲戒であるとか、正座や直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等を行った場合に体

罰に該当するとしております。

ご指摘の体罰に関する調査についてでありますけれども、ご承知のとおり昨年度末に発生した部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案を受けて、文部科学省が体罰に係る実態を把握するために実施した結果でございます。ただし、この調査には1次報告と第2次報告がございます。今回、報道された内容は、第1次報告の結果でございます。その対象となる事案につきましては、平成24年4月から平成25年1月までに発生し、本町管下の小・中学校から学校事故報告書を受理した体罰事案を報告するものでありましたが、本町管下の小・中学校からは本町教育委員会に報告された体罰事案はございませんでした。

さらに、第2次報告につきましては、全ての児童・生徒、保護者及び教員を対象にしてアンケート調査を実施いたしました。その際、調査票の記載内容について、後で管理職による聞き取りをするなど、現状の把握に努めてまいりましたが、第2次報告におきましても体罰と認識できる事案は学校から報告はございませんでしたので、県教育委員会では該当事案なしということで報告済みでございます。第2次報告の結果につきましても、追って報道がなされる予定でございます。

また、指導と体罰との違いですけれども、指導は子供の健全育成を図るために行われるものであり、一方体罰は指導者のエゴ、例えば教師の指導の未熟さとか不十分さを自分の都合のためのものであり、単に指導者の思うようにならない不満へのはけ口であると考えます。体罰だと非難された人が、体罰ではなく指導だなどと反論することがございますが、教員は児童・生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒である体罰を行ってはならないということは言うまでもありません。

いずれにいたしましても、体罰問題の重要性を改めて認識し、町内の保育所、幼稚園並びに小・中学校に対し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、教職員の意識向上を図られるよう指導していきます。また、体罰はやはり心の問題の部分が大きいこともありますから、教職員も含めた道德教育に取り入れていきたい、力を入れていきたいと考えております。あわせて、教員等と児童・生徒や保護者の信頼関係を今以上に強めていけるよう日々指導、助言するとともに、児童・生徒や保護者が体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談できる体制整備を充実したいと考えております。具体的には、学校教育課に担当課を置き、町広報などで周知したいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 事故報告がなかったら当然あれでしょうけど、

平成 24 年 4 月から 25 年のこの 1 年だけでしたらないでしょうけど、昔の話ししますと結構厳しい先生方がおりましたから、それがいまだ続いてるかどうか私も知りませんが、そしてそれを生徒並びに保護者が体罰ととるか、指導ととるかというふうな問題が一番と思います。それは、もうそれぞれのとり方で体罰とも考えられるし、指導とも考えられるというようなことだと思います。ある程度、指導でということは、暴力がなかったら言葉だけでも体罰になるんですか、そのあたり。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 精神的苦痛というのもありますので、暴力による場合もあることと考えます。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3 番（大川新也君） わかりました。

これは、先生と生徒の間の問題もあるんですけど、部活動等ではやはり先輩、後輩の中で、やっぱり陰であると思います。体罰といいますか、けんかしたとか、そういうなんは十分にあると思いますので、やはり先生方にそんなところまで気を配って、やはり我々も経験がありますが、先輩からの体罰は訴えられませんかから、なかなかね。そういうところで、子供、生徒自体も家へ帰ってわざわざそこまで言う生徒もこのごろ余りないと思いますので、そのあたり先生、教師、生徒じゃなしに、生徒同士の体罰といいますか、いじめにかかってくるかもわかりませんが、そのあたりをもう少しまた十分に見届けていただいたらと思います。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 9 番植松勝太郎議員。

9 番（植松勝太郎君） 私は、町長の所信要旨の部分での質問をさせていただいたらと思っております。今回の予算編成等、それから所信要旨の部分なんかも非常に丁寧にわかりやすく説明して、書いていただいておりますので、従来にない予算編成のコンセプトと、そういう予算編成の関連資料、こういうようなんでも本当に我々でもああこうだなあ、ああだなあというのがよくわかると。今まで、質問せんでもわかるなあというのが、今回の要旨であったんじゃないかなというふうに思っております。しかし、その中で多少疑問に思うところがありますので、7 つほど質問させていただきます。

先ほども、1番目の内海病院の経営改革はということで、改革チームの人はどのような人たちを予定しているのかというふうなことを質問したいと思います。これは、先ほど大川議員が質問したのとよく似てはありますが、先ほどの答弁の中、月収が平均32万円ぐらいのアップであったとかいうふうな形で、非常に経営が悪化しておるといふふうなもんも明らかになってきておりますんで、ここら辺をひとつどのようにしていくのかということをお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず、内海病院経営改革チームについてでありますけれども、これは緊急の課題として4月から設ける予定でした健康づくり本部の中に本来設置する段取りだったんですが、急務だということで2月4日からチームは発足しております。

チームメンバーは、健康福祉部長をリーダーに、サブリーダーに病院事務長、ほかのメンバーは内海病院の看護部長、庶務係長、医事係長のほか、本町の企画財政課長、健康づくり福祉課長、高齢者福祉課長の8名で構成をしております。したがって、役場の中の現場を含めてかわりがある人は全て入ったチームということでございます。正式メンバーではありませんが、専門的な知識も要るので経営コンサルタントの人にも随時参画をしてもらって検討してもらいたいと思っております。当然のことながら、でき上がってから私に報告するんじゃなくて、中途段階でも説明を求めて、先ほどの議論があったようなことは私のほうから注文つけていきたいと思っております。これ、ざっくばらんに言ってやるべきことははっきりしている。それを関係者に納得してもらおうというプロジェクトというのが私の認識です。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今の町長のそういう強い決意というんかな、そういうようなことがわかりましたので、ぜひそういうことをやっていただいて、町民がああ病院の部分も随分変わったんだなあというふうな形、わかるような形をぜひとっていただきたいというふうに思います。

次に、2問目の教育と福祉の政策はということで、教育と福祉の政策には壁があると。壁を乗り越えて、一貫した教育を確立すると。ページで言いますと、6ページだったんかな、そういうふうなことがうたわれております。このところを、もう少しわかりやすく、これ多分文部省と厚生省の垣根のことだと思うんですが、それは取り払った後にどういふふうな方法を目指していくのかと。一貫した教育を確立するというふうなことを書いておるんですが、順序なしで、町長はもう自分は専門家

やからよくわかると思うんですが、一般の人にわかるというんかな。実際、今のところは今の小さい幼稚園とあれとがもう別個になっとるというのも現実なんで、それをどうするか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） この教育と福祉の壁を取っ払えというのは、人づくりという文脈で申し上げたと思うんですけども、要するに自分自身の人生を振り返っても1人の子供が大人に成長する過程において、体の右半身は教育で、体の左半身は福祉ということはないという、もう当たり前前のことを言ってるだけなんです。とりわけ、私は厚生省というところで福祉サイドだけの仕事をしてきまして、福祉は確かに物すごい大事ですけども、ざっくばらんに申し上げまして人が成長するのにおいては、福祉も大事ですけどそれ以上に教育のほうがより大事というか、人が育つというのが概念として広いと思うんですよね。ところが、保育所と幼稚園に代表されるように、所管も分かれているというようなこと、それから私は厚生省で障害者の施策を大分してたので、とりわけ障害者の子供さんだと福祉のサービスを受けに行かされたり、学校の特別教育を受けに行かされたり、本当にてんてんばらばらなんです。例えば、後で教育長からお話あるかもしれませんが、例えば発達障害の子供さんの問題が大きくクローズアップされてますけども、全然福祉サイドと教育サイド、今まで何も連携なかったと思う。例えば、5歳児のときに早期発見すると医療サイドのお話とか、とにかく連携がなかったんで、そういうのを克服していきたいという。それでも小豆島町の場合は、教育委員会に相当程度福祉の部分を含めて一本化されてるんですが、でもまだまだ2つに分かれてるので、それで今度人づくり本部というのをつかって、両方見れる責任者を置いてというもの。

もし、追加することがありましたら教育長答弁をお願いします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、町長が言われたように、具体的なことをお話しさせてもらいますと、今保育所と幼稚園は文科省と厚労省の違いということは、もうご存じだと思いますけども、そしたら小豆島町では具体的にどうするんだということだと思いますけども、小豆島町は現在橋と福田について保育所と幼稚園が同じ建物に同居しております。これは、もう植松議員さんご存じだと思いますけども、やっぱり別々に子供を預かって、幼稚園の子供には学校給食センター、保育所の子供には内海保育所が給食を提供しているのが現実です。同級生が、多くても5人しかいない状況の中で、2人は幼稚園、3人は保育所というぐあいに別

れて、教育・保育だけではなく、給食まで別々になっています。おのずから、教員の意識にも壁があります。ここの制度の壁は、国の動向を見きわめながらとなりますけども、同じ建物に通う同級生を分け隔てなく育てるという観点から、来年度からは橘と福田の幼・保については保育所籍か幼稚園籍かにかかわらず、幼・保の職員が協力して、地域の同級生と一緒に育てることを基本に運営することとしております。同時に、内海地区の公立の幼・保全体として、3歳から5歳児は学校給食センターから給食を提供することを基本とし、学校栄養士による栄養指導も行うこととしております。

このほかにも、健康づくり福祉課や内海病院などと連携して、来年度と先ほど町長も言いましたけど5歳児健診を実施し、発達障害等の早期発見に努めるとともに、幼・保から中学生までの教職員と医師、言語聴覚士、保健師などの専門家で構成する新たな情報交換組織を設け、教育と福祉の壁を越えた情報の共有と一貫した支援を行いたいと考えております。あわせて、幼・小・中での特別支援員の増員も予算計上しているところでございます。

また、学校教育課に配置される予定の体育専門の指導主事による幼・保から中学生まで一貫した体力向上の取り組みや、高校まで含めた学力や運動能力の向上講座の開催などにより、町内の教育機関がそれぞれの役割を踏まえ、連携を図りつつ、より一貫した教育を推進していきたいと考えております。そういうことですので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） とにかく、町長はそういう福祉の部分でのエキスパートというか専門家でありますので、ぜひ島の中で他地区からおおさすがやっとなるなというふうな形のものをつくり上げていただきたいというふうに思います。

次に、離島振興法についてということで、離島振興法に指定されたときに、航路の振興とかIT基盤整備等、これは3ページとそれから22ページに書いておりますが、具体的に示していただきたい。また、航路は島民の足であり、船賃が従来から非常に高いぞと、それからフェリーの人だけじゃなくて車の部分もそうなんですけど、そういうふうな部分に補助等が使えるのかどうかというような形を質問したいと思っております。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 離島振興法のご質問、おおむね森議員のときにお答えしたんですけれども、改正後の離島振興法において、小豆島が遅

れているところだから今度離島に指定するというのではなくて、小豆島というところは工夫次第で社会の新しいモデルをつくれる可能性があるという観点で、今度離島にしてもらおうというような位置づけを私なりにしています。

新しい離島振興法の支援策はどういう内容かというのは、必ずしもまだよくわからないんですが、現行の資料を見る限りはソフトの交付金をけさほどあったように、アートとか文化財保護とか、地場産業の振興とか、いろんな新しい施策の財源として使える工夫ができるのではないかなと思っています。したがって、ITの基盤整備というハードそのものは難しいかもしれませんが、そのITを使ってこういうものを展開するといういいアイデアがあれば、その離島振興法の給付の交付金を使えるような気がしております。ただ、午前中も申し上げましたが、この離島振興法の現在の当局の考え方は、航路の問題には真正面から取り組むところまで至っていないような感じですので、離島振興法の支援策の枠組みで運賃軽減とか、新造船に対する助成とかというのは、今の段階では話も見えてないと思いますが、私が午前中も申し上げましたが、離島振興法の理論に乗ることによって、そういう問題を解決する突破口を得たいと思っています。ですから、離島振興法の枠組みの中でそれが解決するかもしれませんが、むしろ離島振興法の理論を通じて別の形で解決策につながっていく、そういうようなイメージで現在は考えています。

いずれにしても、これは国政、国の政策にかかわることなんで、小豆島にいてああだこうだと言うても始まらない話なんで、東京に行って関係省庁、国会議員の先生を動かさないと物事は解決しないので、その中央省庁とか国会を動かすためには離島振興法というのが取っかかりになると思っておりますので、それから関係の自治体も幾つかあると思っておりますので、連携して取り組んでいこうと思っております。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） 離島振興法の部分ですが、以前にも離島振興議員連盟ですかね、何かそういうふうな形で九州のほうの方が会長になって、私どものほうの議員も選出議員もその一員になっとなったというふうに思いますので、そこはぜひ町長、突っついていくというか、やっていただきたいというふうには思っております。

それから、4番目の部分に迫ります。

新しい産業づくり条例についてということで、小豆島町新しい産業づくり条例は必要ですが、もう少し具体的に説明をしていただきたいなと思います。条例の中、全体的には賛成であります。補助金の中で島内の方は新しい事業をするときには500万円、移住者の方は600万円だというふうなくだりがあったと思います。そこら辺の説明をちょっとお

願いしたらと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 新しい産業づくり条例ですが、これは申し上げるまでもなく小豆島を活性化するためには経済を大きくする、若者たちの雇用の場を確保しなければ何事も始まらないという問題意識によるものでありまして、現在新規企業の進出については小豆島町企業誘致促進条例というのがあり、ソフト面では小豆島町起業家支援事業補助金交付要綱ちゅうのがありますけれども、いずれもかつて特定の企業を念頭に置いてつくられた制度で、県も決して本格的な新しい産業づくりの条例や要綱ではない。小豆島が、これから必要な、例えばITのビジネスとか、デザイン系とか、アートを活用したプロデュースとか、既存の地場産業だけじゃなくて新しい分野の企業を誘致して開拓するとか、あるいは先ほどご説明あった意欲的な能力のある移住者、アートとかデザインとか料理、6次産業的な地産地消のレストランを運営するとか、そういうようなものを念頭に置いた制度じゃないということで、2つの制度を1つにして対象範囲を広げると、期間を延長するといったような趣旨のものでございます。

地元の人たちの既存の企業も支援しなければいけません、とりわけ新しい外部の人たちの知恵と力も、若い力必要だということで、外部の人だとやはりいろんなハンディキャップというか、土地の確保とか人材の確保とか、いろいろあろうということで、助成額を100万円上乘せしているという考え方になっております。

詳細は、担当課長から説明いたします。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） ご質問の新しい産業づくり条例でございますけれども、これまでの2つの条例の実績につきましては、小豆島町企業誘致促進条例による助成が1件、起業家支援事業の補助が2件でございます。これとは別に、企業に対する支援といたしましては、小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例がございまして、こちらのほうで3年間の固定資産税の減免を受けている企業が平成24年度で8社ございます。本条例の新設によりまして、先ほど町長が申しましたように、対象企業の事業の種類拡大、助成期間を3年から6年間と延長することにしております。この期間の延長につきましては、3年間は固定資産税額等の全額を対象としており、これまでですと4年目に0になります。これを6年間に延長することにより緩和期間を設けたもので、過疎減免の対象であった企業につきましては、3年が終わった後、4、5、6年

目が本条例の助成の対象となるものでございます。

25年度について申し上げますと、先ほど申し上げました24年度の8社のうち、4社が24年度が3年目となって過疎減免が終了いたしますので、8社のうち4社が25年度に本条例の対象企業となります。

起業家支援法につきましては、製品やサービスに独創性が認められることということについて「小豆島において」という文言を追加して支援の範囲を広げております。

助成金額等については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） そういうふうな、この間の勝山町でしたですかね、ああいうふうな形のもんで新しい産業というか、それをぜひ小豆島町の中にも起こしていただきたい。それが、地域の元気につながっていくというふうには思っております。頑張って、商工観光課で頑張ってくださいたいと。

次に、地元商店の活性化はということで、地元商店の活性化に行政としての手助けはということで質問したいと思えます。

これは、長年の課題であると思えます。そしてまた、今度新しいコンビニももう一軒馬木のほうにできると聞いておりますし、コンビニやスーパーが買ったもんを配達しますよというふうなサービスも始まりました。ですから、やるよというふうな形になってきますと、ますます商店街というか、地元商店の運営が困ったなあということになりますので、そういうところいかに考えておるのかということをお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 地元商店の活性化については、昨年11月9日に商工業振興審議会を久々に開催をして、地元商店の活性化、打開策についてご意見をいただいたものでございます。

ご質問にあったように、新しいコンビニは極めて意欲的かつ先駆的な取り組みをすると聞いております。私自身、それに期待する部分も実はございますけども、それほどなかなか地元の動きが鈍過ぎるということだと思います。

後で、課長が説明しますが、3本柱やっています。広報活動、商品券等の活用の促進、移動販売等の促進という3本柱でやっておりますけども、具体的な取り組みは担当課長が説明します。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君）　まず、町長がご説明いたしましたように、3つの柱で進めてまいりたいと考えます。

1つ目の広報活動につきましては、町民の皆様には買い物は地元商店を利用しましょうというPRを積極的に行うということでございまして、ことしの町広報「しょうどしま」1月号で、見開き2ページで審議会委員の皆様のご意見や、町内で買い物をするメリットなどについてご紹介いたしました。また、今後も毎月号で掲載しております、お買い物は地元商店を使いましょうのロゴを毎月継続するとともに、先ほどの1月号のPRにつきましても、今後はある程度定期的に地元商店利用の広報活動を広報に掲載してまいりたいと考えております。

2つ目の商品券等の活用の促進については、本町の場合、なかよしチップやなかよし商品券がございまして、役場といたしましては、事務用品等の消耗品や備品購入については、基本的に町内業者からの購入を原則としており、また商工会を母体とする商業協同組合が発行する商品券につきましても、小豆島町職員組合や職員会も含めた町関係で積極的に商品券の活用を図っております。また、ふるさと商工まつり等でも、できるだけこの商品券を活用する方法で進めております。

3つ目の移動販売等の促進につきましては、移動販売車が各地区を巡回する移動販売と、注文を受けて自宅まで配達する宅配業務がございまして、これにつきましては、地元商店の活性化という側面だけでなく、高齢者等の買い物弱者対策としても積極的に取り組む必要がございまして、移動販売等につきましては、昨年の12月に現状調査を行いました。池田地区につきましては、全域を対象に4つの地元商店が食料品と日用品の宅配業務を実施しております。しかし、内海地区においては、一部の地域では地元商店による移動販売や宅配がございましてけれども、内海地区全体では島外業者による週1回の宅配業務しかございませんでした。ただ、今ご質問にございましたように、コンビニのほうがこの3月にオープンして、そちらのほうで宅配業務も実施するというふうに伺っております。

また、移動販売等につきましては、この2月の国の補正予算で経済産業省において、買い物弱者対策の視点から地域自立型買い物弱者対策支援事業がございまして、小豆島町商工会とも協議しましたが、申請期間が約2週間と短く対応できませんでした。しかし、商工会のほうからは、このような補助事業の活用も視野に入れて、早い時期に町や商業協同組合と共同で移動販売等の検討組織を立ち上げたいと聞いておりますので、町としても積極的に参加、支援してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（秋長正幸君）　植松議員。

9番（植松勝太郎君） 私も、以前に質問したことあると思うんですが、この商品券の結局使い道というんか、いろんなところで使えるぞという部分がなかったら、非常に使いづらいと思うんですか、町民も買ったけれども使いづらい。使って渡すのもちょっと心苦しいなというふうな形で、十二分に商品券の機能が発揮されてないというのが現状じゃないかなと思いますので、そこら辺の部分をもう少し何とかなるような、商工会の商品券やってる人たちと話し合っただけでやるというふうなことを、ぜひ前向いてやっていただきたいと思います。それしかないと思うんですね。

次に、6番目のオリーブの国際規格づくりとはということで、オリーブの品種、栽培技術の向上で普及させ、レベルの高い国際規格づくりに参加するとあるが、具体的にどのようにしようと考えているのかということであります。

先日のソムリエ協会の会長さんの話、それからこの間ありました品評会、小豆島の香川県オリーブ品評会、ここの部分では品評会に出品した商品10点全部が酸度が0.3以下であったというふうな形で、非常に近年のオリーブの品質というのがよくなってきているというふうなことが言われている中で、町長が17ページ、そういうふうな国際規格づくりの部分という話を書いておりますので、そこを少し説明していただいたらと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） オリーブは、小豆島の振興のために必要不可欠と思っております。ご存じのように、オリーブは国際的な商品です。小豆島っちゃんのは、その中でごくごくごく一部しかないということで、国際的な動向がどうかということが決定的に大事だと思います。

ご質問にありましたように、小豆島のオリーブは生産量ではかきませんが、品質とかきょう質問にあったような健康づくり、そういった点ではどこにも負けない可能性がある、世界一になる可能性があるという認識をしております。ところが、この間の多田さんのお話にあったように、国際的なオリーブオイルの市場は非常に粗悪品が出回ってまして、国際的にも標準の規制が事実上ないということがあって、エキストラバージンオイルという最高品質のオイルの名称を使って粗悪品がいっぱい出ているというのが今の世界のマーケットの現状だということです。だとすると、小豆島のような本当に品質の高い小豆島のエキストラバージンオリーブオイルを守っていくためには、国際的な規格基準があって、それが遵守される。それ以外のものは、そういう表示は許されないということにすることが、小豆島のオリーブオイルを国際的な評価を高める

一つの方策。もちろん、素晴らしいオリーブオイルを生産するということがあって、次はマーケットの中で一定の品質のものだけが一定の表示を許される、そういう仕組みを導入するということが不可欠だろうということで、そういう取り組みに積極的に参加し、リーダーシップをとりたいということです。

国内的には、議員はご存じなんですけれども、JAS法というのがある、現在の規制では食用オリーブオイルという表記をするかしないかだけが規制であって、何でもオリーブオイルであればエキストラバージンオリーブオイルと表示しても規制がないという状態なので、こういう国内の法制度、JAS法であるのか新しい法律になるのかは別にして、国内の法制度を新しくつくってほしいというのが一つの希望でありまして、幸い昨年京都府の国会議員で組織する日本オリーブオイル普及推進議員連盟というのが組織されましたので、そういう議員連盟の議員の各位に働きをかけて、小豆島のオリーブオイルにふさわしい規格基準づくりを推進をお願いしたいというのが1点。

それから、国際的な動向についてですが、これは担当課長から答弁あると思うんですが、多田さんの話もあったように、オリーブオイルの表示が乱れて粗悪品が多いのはスペインとかイタリアとか、伝統的なオリーブ生産国であって、オーストラリアとかアメリカとかアフリカとか、日本もそうですね、振興国のオリーブ産地のほうが品質の高いものが提供されてる傾向にあるということで、そういう中でオーストラリアのオリーブ協会の会長さんも2度ほど小豆島に来て、一緒に国際規格をつくってはどうかという提案をしていただいておりますので、そういう小豆島と同じような状況にある高品質のオリーブを提供している国々の関係の協会との連携を模索したい、そういう趣旨でございますが、詳しくは担当課長が補足いたします。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 植松議員のご質問にお答えします。

近年、健康や美容に非常にいいと注目を集めておりまして、人気の高まりを見せるオリーブオイルは、貿易統計によりますと昨年1年間に過去最高の4万8,900トンが輸入されるまでになっております。このような状況の中で、この日本が置かれている現状は、町長が先ほど説明したとおりでございますので、私のほうから現在の国内を含めた動向についてご説明させていただきます。

国際取引基準という面では、町長が説明のありましたIOCとかそういった部分、それからまた商品の表示については議員もご存じのコーデックスが定める国際規格のほか、各国の認証団体が定める基準というものがございます。

ＩＯＣのほうでは、エキストラバージン、バージン、ランパンテという品質等級を規定をいたしまして、理化学分析と官能試験により厳しく規制されることになっておりますけれども、現状では官能試験が形骸化していると言われております。それから、コーデックスには日本も 1966 年に参加をしておりますけれども、強制力を持たず、実際に国内でオリーブオイルの製造、輸入、販売に携わっている方でも、国内のオリーブオイルの表示と国際基準との違いを知らない方が多いのが実情でございます。

加えまして、新たな動きといたしまして、昨年オーストラリアを中心に設立の動きのございます E V A という団体につきまして、この団体については I O C よりもより厳格な基準を設けるということを昨年 10 月 4 日の塩田町長表敬の際にオーストラリアのオリーブ協会ポール・ミラーさんという会長から伺っておりますけれども、実際の団体設立と運用はこれからという状況でございます。

以上のようなことから、町長が申し上げましたように、国と国との間で一つの商取引で、その商品の定義や規格が違っていたのでは問題が起こってしまいます。今後の情勢を注視いたしますとともに、島内で独自に一つの基準を定めて運用しております小豆島オリーブ協会など、業界関係者のご意見やまた専門家のアドバイスもいただきながら、現行の J A S 法にかわる新たな基準づくりに向けて、関係機関に対して積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とぜひお力添えをお願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9 番（植松勝太郎君） 小豆島のオリーブということで、非常にこれから難しい部分が多分出てくると思います。J A S 法の改正というのは、これは大変な作業が要ると思います。とにかく、私たちの小豆島でつくっておるオリーブオイルは、輸入しておるオリーブオイルと違うんだという部分を明確にしていくために、農水省のほうにも依然働きかけて、小さな括弧書きではありますが小豆島産オリーブ果実使用という形のものまでこぎつけたんですが、そこから先がまだ行っておりません。これは、ぜひ町長や課長、そして国会議員の議員連盟を動かして、これぜひ小豆島のオイル、そしてまた九州やとかほかの地域で栽培されているオリーブの実、そこから絞ったオイルはドラム缶で輸入したオイルじゃないですよという意味で、オリーブの果実というふうな形の表示に改められるように、ひとつ頑張っていたきたいと思いました。

もう時間のほうに来ておりますので、7 番目の部分は中江議員が質問した部分とよく似ておりますが、補助金を活用して有害鳥獣の部分は大規模緩衝帯、防護柵はどこに予定しているのかということで、最後の質

問でございます。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ご質問のありました大規模緩衝帯、防護柵ですけれども、緩衝帯は野生鳥獣の生息域と農地との間の樹木を伐採し、野生鳥獣の出没を防ぐもので、池田北地地区に約1キロメートル、安田古郷、諸口地区に約1キロメートルを実施いたします。また、防護柵は金網柵と電気柵の併用防護柵を北地地区に約1.4キロメートル、金網柵を安田古郷、諸口地区に約2.2キロメートルを実施する予定でございます。

（9番植松勝太郎君「ありがとうございました、以上で質問を終わります」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は終了しました。

次回は3月18日月曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時36分